

独立行政法人 国際協力機構

2021 年度テーマ別評価

「“Leave No One Behind”実現に向けた
社会的弱者に関する評価手法」

最終報告書

2022 年 3 月

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

評価
JR
22-12

目次

第1章	業務の概要	1
1.1.	業務の背景・目的	1
1.2.	業務の構成	1
1.3.	業務期間	2
第2章	JICA 外部事後評価レファレンスの改定提案	3
2.1.	何から取り残さないのか	3
2.2.	誰を取り残さないのか	3
2.3.	事後評価における Leave No One Behind 原則の適用対象	3
2.4.	評価項目毎の改訂ポイント	4
(1)	妥当性	5
(2)	整合性	11
(3)	有効性	14
(4)	インパクト	17
(5)	効率性	21
(6)	持続性	23
2.5.	長期的に改善すべき事項の提案	25
(1)	事前評価と事後評価における評価項目の棲み分け	25
(2)	評価基準の関連性とレーティング	26
(3)	目標達成度評価としての事後評価における LNOB の視点の組み込み	27
別添		
別添 1	Working Definition 概要ペーパー	別添 1-1
別添 2	交差性の視点	別添 2-1
別添 3	過去案件レビュー対象案件一覧	別添 3-1
別添 4	包摂性・公平性に関連する事業実施上のグッド・バッドプラクティスの整理（分野毎）	別添 4-1
別添 5	包摂性・公平性に関連する事業実施上の方策の欠落	別添 5-1
別添 6	公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果を測定する際の調査方法	別添 6-1
別添 7	公平な社会参画を阻まれた状態にある人々に固有の指標例	別添 7-1

第1章 業務の概要

1.1. 業務の背景・目的

2015年のSDGs採択を踏まえ、経済開発協力機構開発援助委員会（以下、「OECD DAC」）では評価基準の改定が議論され、2019年12月にSDGsの中で言及されている「誰一人として取り残さない（Leave no one behind：LNOB）」という考え方を反映した評価を実施することとなった。OECD DACの改定版基準では、例えば妥当性の項目では、多様なステークホルダーのもつ様々なニーズの違いやトレードオフを分析すること、また裨益者が優先するニーズに対応する事業となっているかを評価することとなっており、有効性・インパクトの項目では、受益者間の事業効果の配分が公平になっているか、特に、社会的に弱い立場であると考えられるグループ（the most disadvantaged groups）や最も周縁化されやすい人々（the most marginalized）へも事業効果がもたらされたかどうかについて着目し、評価判断に含めることとなっている。

そこで、JICAにおいても前述のOECD DACの評価基準改定にあたり、誰一人として取り残さないという考え方を踏まえた「社会的弱者への視点」が含まれることとなり、より多くの事業において、周縁化されやすい人々への裨益を念頭に置き、事業効果がもたらされるような事業計画の策定とその評価を行うことが期待されている。そのため、どのように周縁化／不可視化されやすい社会的弱者層を識別し、そうした人々のニーズを事業計画の中で如何に取りこぼさないようにしていくか、また事業を実施した結果、社会的弱者の社会的包摂やエンパワメントに寄与したかも含めどのように評価していくのか、具体的な手法を検討する必要がある。

上記のような背景から本業務は、JICA事後評価において、誰一人として取り残さないという考え方を踏まえた「社会的弱者への視点」を評価基準に反映し、具体的な評価手法について検討することを目的として行われた。具体的には、新評価基準に対応した事後評価レファレンスに社会的弱者への視点を具体化する際に必要となる、評価設問、代表的な指標例、評価判断の事例についてまとめ、次回のレファレンス改定に際して、「社会的弱者への視点」を盛り込めるよう関連個所の案を作成することを目指して実施した。

1.2. 業務の構成

本業務では、(1) 社会的弱者の暫定的な定義（Working Definition）の設定、(2) LNOBの原則を反映した評価視点や事業実施上のグッド・バッドプラクティスを抽出するための過去案件レビュー、(3) LNOBの原則を反映した事後評価における代表的な指標例の抽出、(4) LNOBの原則を反映した事後評価に必要な調査・分析手法の検討を行った。その上で、これら作業を踏まえたJICA外部事後評価レファレンス改訂へ向けた提案を本最終報告書にとりまとめた。本報告書は、(1)から(4)の作業項目すべてを網羅的に報告するのではなく、レ

ファレンス改訂へ向けた提案を中心にまとめている。

各作業は、JICA 評価部と常時相談のうえ実施し、作業(2)までの結果を中間報告会として、JICA 評価部及び関係部署、JICA 在外事務所、JICA 事業関連コンサルタント、JICA 事業評価有識者委員会、及び JICA 質の向上委員会に対して報告した¹。また、当事者の意見や視点を反映するため、認定 NPO 法人 DPI 日本会議事務局長にヒアリングを実施した。最終報告書は、まず JICA 評価部及び関係部署に対して報告を行い、そこでのコメントを受け必要な修正を行い最終化し、JICA 事業評価関連コンサルタントに対して報告会を行った。

1.3. 業務期間

本業務は、2021 年 6 月から 2022 年 3 月まで実施した。

¹ 中間報告会の報告資料である①Working Definition 概要ペーパー、② (Definition に関連して) 交差性の視点、③過去案件レビュー対象案件一覧、④過去案件レビューから抽出された包摂性・公平性に関連する事業実施上のグッド・バッドプラクティス、及び⑤包摂性・公平性に関連する事業実施上の方策の欠落を本報告書の別添 1 から 5 として添付する。

第2章 JICA 外部事後評価レファレンスの改定提案

2.1. 何から取り残さないのか

LNOB の原則を反映した事後評価を行うにあたり、第一に明確にすべきは、「取り残していないかを確認」する際、「何から」取り残していないことを確認すべきかである。事後評価では、あくまで事業立案時のスコープは所与として、その範囲内で事業の良し悪しを判定していく作業が中心となる。したがって、**事業の受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵から取り残されてしまった人がいないか、事業成果を十分に達成することができなかった、あるいは事業から負の影響を受けてしまった人がいないか**を確認することを LNOB の原則を反映した事後評価の目的とする。

2.2. 誰を取り残さないのか

これまでの JICA 外部事後評価レファレンス（以下、レファレンス）では、社会的弱者を「子ども、女性、障害者、高齢者、難民、少数民族・先住民族、マイノリティ等」というように、属性カテゴリで例示してきた。しかしながら、例えば女性であれば常に社会的弱者であるわけではないように、個別の文脈（どのような地域におけるどのような事業か）によって「取り残されてしまうリスクが高い人々」が誰であるのかは異なる。このため、社会的弱者を属性カテゴリで示し、そこに属する人々の有無を確認するだけでは LNOB の原則を反映した事後評価を行う上で不十分と言える。相対的に取り残されやすくなるリスク要因としては、「性別、年齢、障害、病気、経済的地位、政治的指向、民族、宗教、出自、言語、居住地（農村・スラム・遠隔地・離島、管轄地区や自治体の差、等）、性自認、差別」等が挙げられるため、これらの要素を事業の文脈に応じて検討する²。全ての案件において、事業が裨益することを目指している対象者の中で、相対的に誰がより不利な立場にあるか、誰がより裨益から取り残されやすいか、誰がより負の影響を受けやすいかを検討の上、評価する必要がある。

なお、上述の Working Definition 検討の結果を踏まえ、本報告書内では以後「社会的弱者」という用語は用いず「公平な社会参加を阻害されている人々」とする。

2.3. 事後評価における Leave No One Behind 原則の適用対象

上述から、LNOB の原則を反映した事後評価では、「**事業の受益者として想定されているにもかかわらず、事業の文脈において公平な社会参加を阻害されている人々が、取り残されることなく裨益していたか**」を確認するものである。したがって、LNOB の原則は、公平な社会参加を阻害されている人々が最終受益者として想定できる案件において付加価値があると考えられる。例えば、人々の生活に直接的に影響を及ぼすような生計向上・生活改善事業、イ

² 別添 1：Working Definition 及び別添 2：交差性の視点を参照のこと。

インフラ事業等は適用可能性が高いと想定される。一方で、特定の用途に用いられる機材供与案件、専門的な行政官を対象とした能力強化案件等は適用可能性が低いと想定される。適用対象は、分野やスキームによって判断するのではなく、案件の特性に基づき判断することが望ましい。

2.4. 評価項目毎の改訂ポイント

本節では、LNOB の視点を反映した事後評価実施のため、現行レファレンスに追加すべき事項を評価項目毎に提案する。提案事項は、各項目で問うべき評価設問、その答えを得るために評価者が行うべき確認事項である。ここで示す評価設問は一般論として抽象化された問いを提示しているに過ぎない。実際には、事後評価者が、各事業の文脈を踏まえて評価設問を具体化させる必要がある。そこでそのイメージを示すために、具体化された評価設問、及び事例をいくつか提示する。最後に、事後評価者が確認した事実を基に、各評価設問の価値判断をどのように行うべきなのか、その判断基準³を示した。

ここで示した評価設問は LNOB に関連するものだけであり、各項目のサブレーティングをつける際には、これら評価設問に加えて一般に問う評価設問に対する価値判断も踏まえて総合的な評定を与える必要がある。各評価設問の重要性（ウェイト）をどのように扱うかは本業務の範疇を超えるため、提案は行っていない。

³ 個別の案件ごとに、どのような評価水準を設定するかは JICA の価値判断が反映されたものになるため、ここでは具体的な水準は示していない。

(1) 妥当性

① レファレンス追記提案

	追加すべき評価設問	確認事項	具体的設問例	判断基準
1	<p>案件形成時に、受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々がいなか適切に検討が行われたか。</p>	<p>評価時に改めて評価者が受益者のうち、「性別、年齢、障害、病気、経済的地位、政治的指向、民族、宗教、出自、言語、居住地（農村・スラム・遠隔地・離島、管轄地区や自治体の差、等）、性自認、差別、スティグマ、暴力、自然・人的災害、家庭内パワーバランス、土地所有の有無等を理由に取り残される人はいないか、あるいは特定の人を取り残される可能性のある時期や文脈がないか。」を検討し、その検討結果と案件形成時の検討結果を照合する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域内で、整備を行った小学校、保健・医療施設、アクセス道路の利用ができない可能性のあるグループがいるかについて検討が行われたか。 ・対象地域の妊産婦のうち、事業の恩恵を受けにくい、あるいは事業から負の影響を受ける可能性があるグループが存在しているかについて、案件形成時に検討したか。 ・新たな教員指導書の配布やそれを用いた授業実施のための現職教員研修への参加が困難である可能性のあるグループはどこにいる誰か、その理由は何かについて、案件形成時に検討が行われたか。 ・(対象地域の貧しい農家を受益者としている場合) 案件形成時に、例えば土地なし農民も事業の恩恵を受けることができるのか、負の影響を受ける可能性がないか、検討が行われたか。 ・帰還民の流入により誰にどのような不利益や軋轢を生む可能性があるか、案件形成時に検討が行われたか。 	<p>評価時の検討結果に照らし、案件形成時の取り残される可能性のある人はいないかの検討が十分であれば、妥当性は高い、不十分であれば妥当性が低い、という判断。</p>
2	<p>受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々の意見を聴き、適切な解決策を考案するプロセスを踏んでいたか。</p>	<p>上記評価設問で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々が、案件形成にどのように参画していたのか、事業関係者や既存資料から確認する。その上で、その機会が十分であったか、適切な方法であったかについて、当事者の意見を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案件形成時に事業の受益者の一部となる指定部族が参加していたか。特に参加が求められる植林や森林保全活動に関し、住民自身のニーズや実施可能性について意見を得て、計画に反映させていたか。 ・案件形成に危険区域・山間地区の住民や被災者・障害者等の当事者が参加し、有益な活動方法や目的が彼らの視点から検討されたか。 ・新たな教員指導書の配布やそれを用いた授業実施のための現職教員研修への参加が困難である可能性のあるグループが案件形成に参加し、その意見を計画に取り入れていたか。 ・案件形成には、農村遠隔地域や貧困層の妊産婦等 	<p>上記評価設問で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々が、案件形成中に意見を述べ、その内容を計画に取り入れる検討が行われていれば、妥当性が高いという判断。</p>

			の不利な立場になり得るグループが参加し、それらの人々の意見を反映させていたか。	
3	事業の文脈において、恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々に対するリスクを回避する方策を十分にとり、事業の恩恵を受けられるような計画となっていたか。	上記評価設問で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々が、事業の恩恵を受けるために施された工夫やリスク回避方法を、事業関係者や既存資料から確認する。その上で、その方策が十分であったか、適切な方法であったかについて、当事者の意見を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・危険区域・山間地区の住民が被災した場合に実際に対応できる方策を取っていたか。 ・障害が重い人であっても受講できるような職業訓練コースが用意されていたか。／受講中に不便を感じドロップアウトしてしまうことがないように対策はできていたか。／障害者が成功体験を積んだり、ロールモデルを見出せる工夫がなされていたか。 ・現職教員研修に治安上の問題がある地域や遠隔地域の教員、女性教員が参加できるようにするための工夫がなされていたか。／指導書が治安上の問題がある地域、遠隔地域にまで確実に届けられるようにするための工夫がなされていたか。／新たな指導書の内容は女兒が公平に学ぶ機会を保障（例えば授業内の発言や実験への参加、適切に配慮された体育の実施等）することに資するものとなっていたか。 ・インクルーシブ教育を受けている障害のある児童やマイノリティ言語の子どもたちの就学、学力向上を可能とする十分な方策がとられていたか。 ・事業による活動が住民の生計活動の妨げとなったり、女性や子どもにしわ寄せが行くことがないような計画となっていたか。 ・ハザードマップ、防災教育教材の内容は、障害者、子ども、女性、高齢者も安全に避難したり避難生活ができる内容であり、かつ、それらの人々も情報を得たり、学べる媒体となっていたか。 	恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々にとって、適切で十分な方策が計画されていれば、妥当性が高いという判断。

妥当性の判断においては以下を留意する。

【実施中の変化への対応】

事業実施中に生じた何らかの変化によって、案件形成時には想定されていなかったが、恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々が実施途中で生じた場合、その変化に対応して適切な対応策をとったか否かについても評価判断に加味する。

【実施中の軌道修正】

本来ならば案件形成時に対応すべき事象があったが、実施途中から恩恵を十分に得ることができない可能性、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々の存在に気づき対応を行った(事象の変化はなく関係者の気づきが後からあった)場合も、その対応時期や内容に応じて評価判断を行う。

【ターゲティングの適切性】

事後評価以前の事業形成時にスコープ(ターゲティング)から取り残される人が存在する場合もある⁴。これは本来的には案件形成時に検討・対応すべきであったが、その段階で適切に対応がなされず、受益者となるべきであった人々が取り残されてしまっているという重要な教訓となり得る。このため、このような気づきが事後評価時点であった場合には、妥当性の項目で指摘する。

② 提案事項の意図

妥当性における LNOB の視点の組み込みを検討するにあたっては、DAC 及び JICA が妥当性の項目をどのように捉え、解釈しているかを理解しておく必要がある。上記はそうした理解を踏まえて、JICA の事業評価、とりわけ事後評価において問うべき評価設問、その問いに答えるために評価者が行うべき確認事項を提案したものである。

改訂版 DAC 評価基準の妥当性の定義は「介入の目的やデザインが、受益者・世界・国・パートナー／機関のニーズ、政策、優先事項に対応し、状況の変化に応じて対応し続ける度合い」となっている⁵。DAC が定義する妥当性とは「介入の目的／デザインの正しさ」に関する

⁴ 例えば、「社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される」ことを目的に実施した案件があり、事業内の「社会的リスク」の定義は非行、薬物依存、家庭内暴力、児童労働、若年妊娠となっていた。また、対象国では児童労働は男児の方が従事率が高いことが確認されていた。その上で、事業スコープの設定の結果、主眼は家庭内暴力、ジェンダーに依る暴力、児童虐待の被害に遭った女児・女性となったとする。この場合、児童労働、非行、薬物依存、家庭内暴力はいずれも男児・男性も危険にさらされているため、男児・男性や高齢者が事業スコープを決定する際に取り残されていた可能性がある。また、男児・男性が何らかの社会的リスクの被害者となることが、さらなる DV や虐待の原因ともなっていくことから、活動内容の偏りによって、注力していた女児・女性への成果達成にも影響すると考えられる。事後評価時にこのような気づきがあれば、そもそもの事業スコープに問題があったのではないかということをも妥当性に関する教訓として記す(妥当性のレーティングを下げる要因とはしない)。

⁵ 改訂版 DAC 評価基準における定義の日本語訳は以下に示されている外務省によるものである。

る度合いのことであるが、それは主体毎に異なる優先事項やニーズを十分に考察した上で、対象地域の実情に適合したものであるかによって判断されるものと説明されている⁶。とりわけ、LNOB という新たな国際政策を踏まえ従来の定義に「受益者(のニーズ・優先事項)」という文言を追加することで、優先事項やニーズは介入の影響を直接・間接に受ける人々にとっての優先事項が重要であるとの認識が示されている。

こうした妥当性の意味を踏まえ、事後評価においては受益者として特定された人々のニーズを理解し、それを満たすことができるようになっていたかを問うことが不可欠であると考えた。提案する3つの評価設問では「受益者であるにもかかわらず、取り残されてしまうリスクが高い集団がないかを十分に検討していたか」、そしてそのような集団が認識された場合に「そうした人々のニーズを満たせるような解決策を検討する参加のプロセスがあったか」、その結果「必要十分な方策が事業に盛り込まれていたか」を問うことで、この目的に応えるものとなっている。

また、DAC は改訂版 DAC 評価基準の定義において、これまで妥当性を扱う際に十分に明示化されていなかった時間軸の考え方を提示している。妥当性は介入計画時において満たされていけばよいものではなく、介入実施期間中に状況が変化する場合には、その変化への対応がなされ介入期間を通じて妥当性が満たされている事が重要であるとの説明がなされている。立案時の事業目的・デザインの妥当性は原則事前評価で検討するものであり、事後評価においては事業を取り巻く環境の変化の有無、変化があった場合はその変化が事業目的・デザインに与える影響の有無、影響がある場合は、その影響に対処できていたかを問うことに力点が置かれるべきである。上記の3つの評価設問は立案時の妥当性を事後評価の時点で再確認をするものとみなせるが、この時間軸の観点を反映させ、事後評価者によって環境変化が認識された場合は、その都度上記評価設問を問い直すことが求められる。

事業期間中の妥当性の判断について一つ注意点を付記しておく。上記で述べていることは、あくまで「環境の変化があった時に、それに対応する形で事業目的・デザインの見直しが行われていたか」ということであり、実施過程で事業立案時に見落としていたデザイン上の不備を認識し当初予定を修正していたかを問うているものではない。実際の事業プロセスにおいてそのような事実が生じていた場合、事業としては好ましい対応をしていたことにはなるが、それによって必要以上に妥当性を高く評価することは望ましくないと考える。こうした状況は(環境変化がないにもかかわらず)修正しないといけないほど事業立案時の計画に課題があったということであり、低い妥当性を多少改善させる程度のもので扱うのが適切であろう。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100133103.pdf>)

⁶ 具体的には、「It can be analysed via four potential elements for analysis: relevance to beneficiary and stakeholder needs, relevance to context, relevance of quality and design, and relevance over time.」として、4つの分析観点から検証することが示されている。

ところで、これまでの事後評価報告書の中には、事後評価時点において事業がターゲットとした集団においてニーズが未だ存在していることを確認することで以って、妥当性が高いという記述をしているものが散見される。しかし、このような妥当性の確認作業、及び価値判断は全く無意味である。事後評価時点でニーズが存在しているのであれば、それは事業が成果を生んでいないことを意味するだけである。事後評価における妥当性は、事業完了によってかつて存在していたニーズを解消させる、ないしは解消の道筋をつけるために事業期間を通じて「事業の目的やデザインが正しくあり続けたか」を問うものであることは強調しておく。

③ 事例

【円借款による森林開発事業の LNOB の視点による妥当性評価】

■ 事業概要

ある国の A 州において、住民参加型の植林及び生計改善活動等を行うことにより、森林の再生及び地域住民の生活水準の向上を図り、以って地域の環境改善及び貧困削減に寄与することを目的とした円借款事業が行われた。本事業は A 州の中でも特に指定部族が多く居住し、森林資源の依存度が高い東部丘陵地域を対象としていた。事業では、植林、森林保全活動、森林に依存しない代替的な所得創出活動に住民参加が求められていた。

■ 取り残されるリスクが高い人々の存在の確認

評価者は最初に住民参加を前提とする具体的活動内容に応じて、事業計画時に指定部族の中でも活動に関する情報を得にくかったり、参加しづらかったりする住民（例えば、非識字の住民、村長や有力者と関係性が遠い世帯、女性や高齢者・若年層のみの世帯等）が想定されるか、あるいは事業活動によって生計活動が妨げられてしまう住民や、しわ寄せが行くような世帯内の特定の人々（例えば女性や子ども）がいないかを改めて検討する。この評価者の検討結果に照らして、立案時に実際に行われた検討事項が適切かつ十分であったかを判断する。

■ 取り残されるリスクが高い人々が参加した解決策考案プロセスの有無の確認

次に、本事業における「公平な社会参加を阻害されている人々」が適切に特定されていた場合は、特に参加が求められる植林、森林保全活動、所得創出活動というアプローチの詳細計画をする際に、住民自身のニーズや実施可能性についての意見を取り入れる機会が十分に設けられていたかを問うていく。

■ 取り残されるリスクが高い人々が事業の恩恵を受けられる計画の確認

その上で、上述のような住民が事業の恩恵を受けるように、どのような工夫やリスク回避方法が取られていたかを事業関係者や既存資料から確認し、その方策が十分であったか、適切

な方法であったかについて当事者の意見を確認していく。

(2) 整合性

① レファレンス追記提案

	追加すべき評価設問	確認事項	具体的設問例	判断基準
1	事業は包摂性や公平性に関する国際規約（例：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約等）や相手国の制度に整合していたか。	事業実施分野における包摂性や公平性に関する国際規約、相手国政府の制度・方針を確認し、それぞれと事業との整合性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は包摂性や公平性に関するアフガニスタン政府の政策や制度に整合していたか。 ・事業は元戦闘員や障害者の包摂性に関するルワンダの政策と整合していたか。 ・事業は災害管理や災害時の包摂性や公平性に関する国際規約やインドネシアの方針に整合していたか。 ・事業はカンボジア政府のジェンダー主流化やジェンダー平等に関する政策と整合していたか。 ・事業は障害者リハビリテーションに関する中国政府の「だれもがリハビリテーションサービスを受けられる」という目標と整合しているか。 ・事業は多民族共存社会の再構築、少数民族の権利保障を掲げているボスニア・ヘルツェゴビナの方針に整合していたか。 	内容的に整合していれば、整合性は高いと判断。
2	事業は包摂性や公平性に関する日本政府の方針（例：開発協力大綱、JICA 環境社会配慮ガイドライン、国別事業実施計画の該当箇所等）に整合していたか。	事業実施分野や国別方針における日本政府の包摂性や公平性に関する方針を確認し、事業との整合性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は日本の対アフガニスタン協力政策及び平和構築支援における包摂性・公平性に関する方針に整合していたか。 ・事業は日本の援助政策にある元戦闘員や障害者を取り残さない方針と整合していたか。 ・事業はインド国別方針の重点分野やインド国別業務実施方針の包摂性や公平性に関する方針と整合していたか。 ・事業は日本政府の教育支援事業における包摂性や公平性に関する方針に整合していたか。 ・事業は日本政府や JICA の包摂的で公平な教育に関する方針と整合していたか。 	内容的に整合していれば、整合性は高いと判断。
3	公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないために、JICA の他事業、他の開発協力機関等による支援との相互補完・調和・	「妥当性」の項目で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々を取り	<ul style="list-style-type: none"> ・不利な立場になりやすい部族や帰還民、受入住民、女性帰還民等全ての人々を取り残さないために、JICA の他事業、他ドナーによる支援と相互補完して実施されていたか。 ・女兒や障害児を取り残さないために他の JICA 事業や 	取り残さないための具体的な相互補完・調和・協調がなされ、実際に成果が得られた場合、整合性は高い、相互補完・調

	<p>協調がなされていたか。</p>	<p>残さないために、どのような相互補完・調和・協調がなされていたか、事業関係者や既存資料から確認する。</p>	<p>他ドナーによる支援と相互補完的に実施されていたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村遠隔地域や貧困層の妊産婦等の不利な立場になり得るグループが取り残されることが無いよう JICA 他事業や他ドナーによる支援と相互補完的に実施されていたか。 ・関連する他の JICA 事業や JOCV の活動と連携して、特にリーチすることが難しい高齢者が取り残されることが無いよう相互補完することができていたか。 ・事業対象地の貧困層や部族を対象とした他の JICA 事業や他ドナーの活動を把握し、相互補完できるよう連携していたか。 	<p>和・協調がなされても成果が得られなかった場合には整合性はやや低い、相互補完・調和・協調がない場合、低いと判断。</p>
--	--------------------	--	---	--

② 提案事項の意図

妥当性同様に、はじめに整合性の定義や解釈を確認しておく。DACは整合性を「国、セクター、組織に対する当該介入と他の介入との適合性」と定義している。JICAは整合性を評価する際に視点として、日本政府・JICAの開発協力方針や他事業、国際的な枠組みとの適合性、相互補完制等に注目することを掲げている。こうした理解を踏まえ、整合性に関するLNOBの視点の組み込みでは、包摂性や公平性に関する政策との整合性や、特にリーチすることが難しいと想定される受益者に資するための相互補完・調和・協調を確認することを提案する。

上記の具体的な評価設問は、1点目に、事業と国際的なLNOBに関連する枠組み（SDGs等の国際目標やイニシアティブや国際的な規範や基準等）や相手国政府のLNOBに関連する方針や取組との整合性、2点目に、事業と日本政府・JICAのLNOBに関連する方針や取組との整合性、3点目に、事業とJICA事業を含む日本の他事業、他の開発協力機関等による支援とが、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないために、相互補完・調和・協調して実施されていたかを新たに確認する設問となっている。

③ 事例

【技プロによる教育事業のLNOBの視点による整合性評価】

■ 事業概要

山岳部に住む少数民族の子ども、及び障害児の就学率・進学率の低さが認識されている、ある国において教育の質向上にかかる技プロが実施された。

■ 誰も取り残さないための相互補完・調和・協調の確認

教育技プロ単体では山岳部における学校までのアクセスに関する課題に対応することが難しく、たとえ教育の質向上を果たしたとしても、山岳部の子どもたちや車椅子を利用している障害児はそもそも学校へのアクセスに困難を抱えており、改善した教育プログラムの恩恵を受けることができない。しかしながら本事業に先行して他ドナーが農村道路整備を行うことによりアクセスの課題に取り組んでいた。その結果、山岳部の少数民族の子どもや障害児も学校へのアクセスが改善することが見込まれていた。事後評価においては、「公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないために、JICAの他事業、他の開発協力機関等による支援との相互補完・調和・協調がなされていたか」という整合性に関する問いとして、こうした就学児も念頭に、本技プロにおいてインクルーシブな教育内容や教授方法を取り入れた教育の質向上の取組が計画されていたかを確認する。

(3) 有効性

① レファレンス追記提案

	追加すべき 評価設問	確認事項	指標例	調査方法	判断基準
1	公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果はどの程度か。	全体の平均ではなく異なる受益者間の成果の分配に着目し、本事業の受益者のうち、「妥当性」の項目で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のあった人々に対しても、成果が発現しているか、各指標について、データを細分化して確認する。成果の差異が確認された場合、その要因分析を行う。	アウトカムの分布(効果の異質性)に関する問いなので、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して、別の指標が設定されるのではなく、通常の成果指標となる。	調査方法を別添6に示す。	指標の目標値に照らして判断する(一般的な有効性の判断と変わらない)。
2	公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に生じた固有の成果はどの程度か。	エンパワメント(自己の権利への気づきを含む)、スティグマの軽減、自尊感情の向上等、受益者全員に対してではなく、公平な社会参加を阻まれた状態にある人々のみに対して事業で何らかの介入を行っている場合、その固有の成果発現状況を確認する。	指標例を別添7に示す。	調査方法を別添6に示す。	指標の目標値に照らして判断する(一般的な有効性の判断と変わらない)。

② 提案事項の意図

DACにおける有効性の定義は「介入の目的と結果の達成又は達成見込みの度合い（諸集団の異なる帰結を含む）」である。DACは有効性を見直しを行うにあたって、「誰一人取り残さない」という政策的優先事項を踏まえて、意図せざる影響も含め、諸集団間にみられる目標達成の異質性の検証を含めることが重要であるとの見解を示している。特に、介入の目的として必ずしも諸集団間での公平性の達成が掲げられていなくても、この点を確認することを促している。

こうした考えを踏まえ、本提案では最初の評価設問で、公平な社会参加を阻害されている人々に焦点を当て、その他集団との間における目標達成の異質性を扱うことを提案している。

また、多くの場合、全受益者に対して共通のアウトカム指標が設定されることが一般的であるが、一部の介入についてはエンパワメントのように公平な社会参加を阻害されている人々においてのみ発現することが期待されている変化、ないしは公平な社会参加を阻害されている人々において特に注目する価値のある変化が想定されることがある。こうした価値ある変化を事後評価において見落とすことがないように、2つ目の評価設問を設定している。

なお、DAC評価基準では、後述するインパクトも介入が生み出した効果、変化を扱うものである。DACによる評価基準の見直しにおいては、各々が守備範囲とする変化を介入が生み出したアウトプットからの遠近によって区分している。すなわち有効性は介入が直接的に寄与した結果（アウトプットから近い距離にある変化）であり、インパクトはより高次かつ広範な変化を扱うものという整理である。この区分に、それら変化が意図したものか否かという点は加味されていない。これまで「意図せざる結果」についてはインパクトで扱うことが暗黙的に想定されてきていたが、新基準では有効性においても意図した目的以外の影響を把握するという考えを明確に打ち出している。一方で、JICAにおけるDAC評価基準の運用においては、依然として意図せざる結果は直接的効果、間接的効果問わずインパクトにおいて扱うという方針が示されている。そのため、ここで提案する評価設問が扱うアウトカムは意図されていたもののみとする。

③ 事例

【固有の成果が想定されている技プロのLNOBの視点による有効性評価】

■ 事業概要

ある国で障害者を対象とした技能訓練を行うことで就労による所得増を目指す技プロが実施された。事業の対象となる障害者の中には、先天的障害者のみならず、同国が経験した長年の内戦によって障害を負った元戦闘員も含まれている。元戦闘員の多くはゲリラ活動に従事していたものも少なくなく、その負い目から社会集団の中でのコミュニケーションに

課題を抱えており、通常の障害者向け就労支援以上の手厚い対応が必要であると認識されていた。事業では、就労による所得増という経済的領域のアウトカムが設定されていたが、ゲリラ活動に従事していた元戦闘員が先天的障害者ら一般市民と共に技能訓練に参加し就労を達成することで、自己効力感を獲得していくという変化も見られているとの気づきが事業関係者の中であった。

■ 元戦闘員にのみ生じると想定する固有の成果の確認

そこで事後評価においては、ゲリラ活動に従事していた元戦闘員の内面的変化にも注目することとした。関係者が得ていた気づきを更に掘り下げ、具体的なアウトカム指標を設定し、事業がその指標に与えた介入効果を検証する。その際には、本報告書別添7も参照しつつ、事業で明らかにしたい指標の効果測定を扱っている先行研究を参考にして調査方法を考案する。

※ 本仮想事例では、事業計画時には設定されていない「公平な社会参加を阻害されている人々」固有に想定されるアウトカム指標を事後的に設定し、その指標を用いた評価を行っている。事業プロセスの中で認識された受益者の変化に着目し、それを新たに成果指標として掲げることは事業が生み出した価値を多面的に捉える上で重要となるものであり、否定すべきことではない。他方で、現行の事後評価は原則、計画されていた成果が発現しているかを問うという性格を有しているため、やはり理想的には受益者の一部に対してのみ期待される変化であってもアウトカム指標として事業計画時に設定しておくことが望ましい。「公平な社会参加を阻害されている人々」固有に想定されるアウトカム指標が事前に設定されている場合は、注目する集団が限定されるだけで、通常の有効性評価と変わるところはない。場合によっては、そうしたアウトカムが想定されているものの、具体的な指標までは設定されていないということもあろう。その場合は、事後評価者が狙いに沿ったアウトカム指標を提案するところから作業が始まっていく。現状のJICA事業は、「公平な社会参加を阻害されている人々」固有に想定されるアウトカム指標が設定されていることは稀なため、ここではそのような状況を前提とした仮想事例を取り上げている。

(4) インパクト

① レファレンス追記提案

	追加すべき評価設問	確認事項	具体的設問例	判断基準
1	事業の受益者のうち、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して長期的・間接的・二次的・潜在的に意図した効果が生じることが予測できるか。	「有効性」で確認された公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果によって、長期的・間接的・二次的・潜在的な効果、例えば、その受益者の幸福度の向上、人権擁護等に資することが予測できるかを、当事者、事業関係者や既存資料から確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者の女性のセルフエンパワメントが向上したことにより、将来的に受益者の幸福度が向上すると予測されるか。 ・障害のある受益者が事業で得たスキルを用いて就職することにより、受益者の生涯年収が上がると予測されるか。 	有効性において公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して成果が出ていない場合には判断不能。公平な社会参加を阻まれている状態にある受益者に資する長期的・間接的・二次的・潜在的な効果が予測できれば、インパクトが高いと判断する。
2	事業の実績や経験が将来的な別の政策・施策・事業の立案や実施においても、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に資する可能性があるか。	事業の実績や経験が将来的な別の政策・施策・事業の立案や実施においても、「妥当性」の項目で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々に資する可能性があるか、当事者、事業関係者や既存資料から確認する。 (事業で実施した施策の他地域・異なる受益者へのスケールアップは「持続性」における確認事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・C/P 組織が自発的に新しい取り組みを開始し、リハビリテーションサービスを向上させる可能性があるか。 ・男性や若者に対する啓発や家庭訪問等の事業の活動は、男性のリプロダクティブ・ヘルスに関する意識や女性のセルフエンパワメントに変化を与え、既存の男女間の不平等を变革することに資するか。 ・事業は両民族間にある既存の経済的・社会的・制度的不平等を变革する可能性があるか。例えば、両者の経済格差是正や行政から受けられるサービスの格差是正などに貢献するか。 ・ハザードマップ、防災教育教材の内容は、インドネシアにおける災害管理や発災時の自治体の取組が、より包括的で公平なものとなることに資するか。 	別の政策・施策・事業の立案や実施において、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に資する変化があり、その要因として事業の実績や経験があると考えられる場合に、インパクトが高いと判断する。
3	公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して意図しない正負の現状確認できる結果があるか。	「妥当性」の項目で特定された事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々に対して、意図しない正負の結果があるか、当事者、事業関係者や既	<ul style="list-style-type: none"> ・参加型コミュニティ開発のための会合や活動実施のために、女性の仕事や負担が増えていないか。 ・障害者であることで受けている手厚い支援が他の一般受講生や地域社会からの妬みを生み出し、それに起因する被害などを受けていないか。 ・事業は保健サービスへのアクセスの悪い地域の人々に対して 	正の結果があればインパクトは高い、負の結果があれば低いと判断する。

		<p>存資料から確認する。</p>	<p>意図しない正負の結果をもたらしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害管理や発災時の社会的脆弱性によってリスクが高い状態にある人々や、防災教育の恩恵を受けられない可能性がある人々に対して意図しない正負の結果があるか。 ・ 電力を活かす機会が相対的に少ない人々に対し、結果的に様々な面での格差が拡大していないか。 	
--	--	-------------------	---	--

② 提案事項の意図

DAC が提示するインパクトは「介入により生じた又は生じると予期される、重要な正又は負の、意図された又は意図されない、高次の効果の度合い」を指す。高次の効果とは、短期的な結果を超える間接的・二次的・潜在的な介入の結果のことであり、具体的にはシステムや規範の全体的かつ永続的な変化、及び人々の幸福、人権、ジェンダー平等、環境への潜在的な影響（を調査することで把握される変化）とされている。

有効性で論じたとおり、有効性とインパクトの区分はアウトプットからの近接性にある。そこで、LNOB の視点を組み込んだ評価設問としては、公平な社会参加を阻害されている人々に生じた高次の変化、規範や制度変化のような社会そのものにもたらされた永続的な影響の2点に注目することが重要である。

提案した評価設問の最初の2つはDACの定義に沿うものである。つまり、1つ目の設問では、意図した（つまり正のみの）長期的・間接的・二次的・潜在的効果の確認を行い、2つ目の設問で将来の（長期の）、別の政策施策（つまり評価対象事業では意図しない）に資する（つまり正のみ）可能性の確認を行うものである。他方で、3つ目の評価設問は、アウトプットからの近接性を問わず、公平な社会参加を阻害されている人々に生じた意図せざる（正負の）現状確認できる結果の有無を検証するものとなっている。これは前述のとおり、JICA においては依然として意図せざる結果は直接的効果、間接的効果問わずインパクトにおいて扱うという方針が示されていることを考慮したものである。

③ 事例

【円借款による森林開発事業のLNOBの視点によるインパクトの評価】

■ 事業概要

ここでは妥当性で取り上げた事例におけるインパクトの評価を扱う。本事例においては、指定部族の女性が「公平な社会参加を阻害されている人々」として特定されたものとする。

■ 最終受益者に生じた正負の変化の確認

1つ目の設問で女性が使い道を自由にできる所得を今後も持続的に期待することができるのか、また、そうした介入効果とその女性自身のエンパワメントや家族のウェルビーイングにも長期的に資することが予測されるかを確認する⁷。また、3つ目の設問で、女性が事業活動への参加を求められることで家庭内での既存の役割に加えて容認しえないほどに新たな負担の増加が生じていなかったかといった、意図しない現状確認できる正負の結果を確認していく。

⁷ したがって、インパクトの1つ目の設問は、有効性において公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して成果が出ていない場合には判定不能である。

■ 社会（制度や認識）に生じた正負の変化の確認

2つ目の設問では、本事業の活動経験からどのような人々が、どういった文脈において「公平な社会参加を阻害されている人々」になり得るのかといった理解を当該国の施策実施者が深めたことで、同地域において将来の別の政策・施策・事業に際し、これまでより良い立案や実施が期待できそうかについて確認する。

(5) 効率性

① レファレンス追記提案

	追加すべき評価設問	確認事項	具体的設問例	判断基準
1	事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々に対して講じた方策は、計画された予算・期間の下で達成されたか。	事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受ける可能性のある人々が、事業の恩恵を受けられるよう方策が実際に講じられていたか、それは計画予算・期間内で達成されているか、を事業関係者や既存資料から確認する。計画された方策が講じられていなかったり、計画予算・期間を超過していた場合には、その要因分析を行う（超過は LNOB のための方策に依るものか、または別の要因に依るものかも含め）。	<ul style="list-style-type: none"> ・特にリーチが難しい一人暮らしの高齢者、要支援高齢者がサービスを利用するための方策は計画予算・期間内で達成されているか。 ・農村地域、経済的に困難な地域などの地方在住人材が人材養成課程に継続的に参加できるよう導入した遠隔教育は計画予算・期間内で達成されているか。 ・農村部の貧困地域や保守的な地域の女性が事業の恩恵から誰も取り残されないための方策（家庭訪問、そのためのマニュアル作成、男性への意識啓発等）は、計画予算内・期間で達成されているか。 ・全ての受益者に平等に情報提供をするための方策、両民族の受益者数を公平に保つための方策等は計画予算・期間内で達成されているか。 	方策が実際に講じられ、計画予算・期間内で達成されているれば効率性は高い、方策が実際に講じられたが、その方策に依り、計画予算・期間を上回っている場合、効率性はやや低い、計画された方策が実際には講じられなかった場合、効率性は低かったと判断する。

② 提案の背景

「経済的かつタイムリーな方法で結果を生む又は生むような介入実施の度合い」が DAC において示された効率性の定義である。この定義における「経済的」とは、同じ条件下で実現可能と考えられる代替手段との比較において最も費用対効果の高い手段となっているかを意味している。一方で「タイムリー」とは期間内での実施のことを指している。

JICA では、必ずしも効率性を DAC が示すような考え方で捉えていない（ないしは DAC が示す運用的効率性の考え方のみを取り入れている）。JICA の事後評価においては、選択した手段、及びその手段を実行するための投入計画の合理性については所与とし、投入と期間について、その計画／実績比較によって効率性を検証するものとしている。

ここでは JICA の評価制度における効率性の考え方を尊重し、そもそもの手段と投入計画が経済的かを問うことは事後評価制度の範囲を超えるものとして扱わず、公平な社会参加を阻害されている人々を取り残さないために取られた取組に関する投入（コスト・期間）のみに注目する評価設問を提案している。

③ 事例

【技プロによる高齢者保健医療・福祉事業の LNOB の視点による効率性評価】

■ 事業概要

ある国において、高齢者向け保健医療・福祉サービスに従事する人材の能力強化、当該サービスを管轄する自治体組織の能力強化を行い、事業で開発したモデルを全国に展開することを目的とした技プロが行われた。事業では、要介護の高齢者、一人暮らしの高齢者、夫を亡くした女性高齢者が高齢者の中でも特に QOL 向上のニーズが高いと想定されていた。

■ 誰も取り残さないための方策が計画された予算と期間内で実施されたかの確認

事後評価時には上記のような高齢者に確実にサービスを届けるための方策が計画された予算・期間内で実施されていたかを確認する。

(6) 持続性

① レファレンス追記提案

	追加すべき評価設問	確認事項	具体的設問例	判断基準
1	公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果の継続が適切に計画されているか。	「有効性」で確認された公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対する成果がある場合、その継続が適切に事後評価時点で計画されているかを、政策・制度面、組織・体制面（組織の体制・人材など）、・技術面、財政面（運営・維持管理予算確保の現状）、環境社会面、リスクへの対応、運営・維持管理の状況の観点から、事業関係者に確認する。課題がある場合は要因分析を行う。	・遠隔地の母子が利用しているコミュニティ包括的小児疾病管理サイトが持続的に利用可能となるための計画を有しているか。 ・南太平洋大学が遠隔キャンパスに質の高い教育を提供するための政策・制度面、体制面、技術面、財務面の計画は適切か。	「有効性」で確認された成果が無い場合、判定不能。成果の継続が適切に計画されていれば持続性は高い、課題があればその重大さを勘案して評価する。
2	事業で確立した行政サービスや制度は、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないように今後も波及・維持されていくか。	「有効性」で確認された公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対する施策が、今後も事業の受益者外の同地域や他地域の公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さず波及・スケールアップしていく見込みがあるかを、関係者に確認する。	・保健センターから遠隔に住む母子が利用できるコミュニティ包括的小児疾病管理サイトを、他地域の群保健局も運営できるように見込みはあるか。	「有効性」で確認された成果が無い場合、判定不能。事業で実施した施策が公平な社会参加を阻まれている状態にある人々を取り残さないように他地域・異なる受益者へのスケールアップする見込みがあれば、持続性は高いと判断する。

② 提案事項の意図

DACによる持続性の定義は「介入の純便益が継続する又は継続する可能性の度合い」とされている。純便益の持続性の判断には、長期的に純便益を維持していくために必要となる財政的、経済的、社会的、環境的、制度的能力なども加味することが述べられている。

JICA事業を念頭に置くと、事業が直接的に最終受益者に働きかけることで彼らのアウトカム改善を図るものもあれば、便益を生み出すための組織強化、制度構築を行っているものもある。前者の持続性の評価にあたっては受益者が獲得したアウトカムが事業後も継続して発現／維持されていくかが重要な焦点となる。他方で後者は、組織が継続的にサービス提供を行い将来にわたって同地域内のサービス需要者及び波及先の需要者の便益というフローを生み出すことを目的としているものである。したがって、評価においては、生じ続ける新たな受益者に対して、絶えることなくサービスを提供していく力が備わっているかが問われている。

LNOBの視点を組み込む際には、直接的な受益者となる公平な社会参加を阻害されている人々に生じた介入効果、及び事業で確立した公平な社会参加を阻害されている人々を対象に提供される行政サービスや制度が持続するかを問う。提案する二つの評価設問は、このそれぞれに対応したものである。

なお、事業によって社会の規範や認識が変化し、事業外の領域においても公平性が担保されるような行政サービスや制度が生み出されていくかはインパクトによって捉えられているため、持続性では扱わない。

③ 事例

【技プロによる母子保健事業のLNOBの視点による持続性評価】

■ 事業概要

ある国において、母子保健政策及びプログラムが強化されることを目的とし、人間的ケアとエビデンスに基づくサービスを提供するための人材育成、緊急産科・新生児ケアにアクセスするための地方から保健施設へのリファラル・システムの構築等を行った。活動内では、保健センターから遠い地域の母子を取り残さないための方策として、コミュニティ包括的小児疾病管理サイトを設けることによって、遠隔地域の母子による利用率を確保していたことが有効性にて確認できた⁸。

⁸ 持続性のLNOBに関する2つの設問は、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対する成果が有効性で確認されていなければ、判定不能である。本事例の場合、コミュニティ包括的小児疾病管理サイトによって遠隔地域母子によるケア利用率が改善したことが有効性で確認できたが、妊産婦死亡率は都市部に限って削減が確認できた、との評価結果であった。このため、緊急産科の医療的措置が必要となった場合に、依然として農村部貧困層が取り残されていることが示唆されていた。つまり、距離的課題にお

■ 直接的な受益者に生じた介入効果の持続性の確認

持続性では、1つ目に遠隔地の母子が利用しているコミュニティ包括的小児疾病管理サイトが持続的に利用可能となるための計画を有しているか、政策・制度面、組織・体制面、技術面、財政面から確認する必要がある。そこで具体的には、当該国においてコミュニティ包括的小児疾病管理サイトを活用する方針は継続しているか（政策面）、郡保健局によるコミュニティ包括的小児疾病管理サイトへのフォローアップ活動は継続しているか（組織・体制面、技術面）等を確認する。

■ 事業で確立した行政サービスや制度の持続性の確認

2つ目に、保健センターから遠隔に住む母子が利用できるコミュニティ包括的小児疾病管理サイトを他地域の群保健局も運営できるようになる見込みはあるか確認する必要がある。具体的には、事業の直接の対象地を超えて、当該国他県でコミュニティ包括的小児疾病管理サイトの運用が適用されているかを確認する。

2.5. 長期的に改善すべき事項の提案

2.2節では、現行レファレンスに沿った形で、LNOBの視点をJICA事後評価に取り入れるための提案を行った。しかしながら、JICA事業評価全般を改善していくにあたり、長期的に改善が必要と感じられた点について提案を行う。

(1) 事前評価と事後評価における評価項目の棲み分け

現行のJICAの事業評価体系は事業立案時から終了後まで、すなわち事前評価から事後評価に至る各時点において6つのDAC評価基準が評価項目として設定されている。一方で、JICA事業のような政策介入の評価を扱うプログラム評価論においては、介入を立案期、実施期、終了時といったように進捗段階で区分し、各段階で重点的に問う評価項目が意識されることが一般的である。立案期における評価はJICAの事前評価に相当する段階で行われるものと考えられるが、ここでは主に課題の特定と解決策の妥当性がニーズ評価とセオリー評価という形で問われる（さらに、期待されるアウトカムとそれに基づく費用対効果の事前検証が行われることもある）。実施期は事業が計画どおりに進んでいるかのモニタリングがプロセス評価として意識される。そして介入終了後は、期待していた成果が発現しているかをインパクト評価という形で検証し、効果が認められた暁には費用対効果を検証する。DACの評価項目も評価対象となる介入の進行段階に応じて、適切な項目が使用されることを念頭に提案されていると理解できる。

今回、LNOBの原則を反映した事後評価を行うにあたり、「事業の受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵から取り残されてしまった人がいないか、事業成果を十分

いては公平な社会参加を阻まれている状態にある人々への成果が確認されたが、経済的課題においては成果が確認されていないため、経済的課題についての持続性はそもそも問うことができない。

に達成することができなかった、あるいは事業から負の影響を受けてしまった人がいないかを確認すること」を基本原則とした。これは事業終了後という段階においては、ターゲティングも含め十分に妥当性が担保された事業について、その実施後の成果（JICA の事後評価であれば有効性、インパクト、持続可能性）を問うことが事後評価の本分であると考えられるためである。しかし、LNOB の本質に照らせば、事業のターゲットに含まれず、取り残されてしまっている人々がいなかったという点も事業評価を行う上で重要な問いであることは疑いない。実際、DAC 評価基準の妥当性の概念には立案時に人々のニーズを適切に把握し、そのニーズに応えるための対応がなされているか、すなわちニーズのある人を受益者として適切にターゲティングできていたかという問いも含まれていると理解できる。重要なことは、この問いは事業立案時、すなわち事前評価においてこれから行われる事業計画の妥当性の正しさを検証するために扱われるべき問いであり、事後評価時点では問う意義が薄いという点である。LNOB の視点から JICA 事業それ自体の完成度を高めていくという観点からは、事後評価のみならず、むしろ事前評価における妥当性の検討を強化していくことが不可欠であると考えられる。

(2) 評価基準の関連性とレーティング

DAC は各評価基準は独立したものではなく、相互に関連があるという認識を明確に示している。DAC の評価基準は評価対象に関する価値付けをどのような観点から行うべきかを整理・提案したものに過ぎず、各基準の検討結果をどのように統合し、最終的な評定を下すべきかまでは触れていない。したがって、総合評価を考える際に基準間の関連性にどのように対処するかという問題は顕在化してこない。一方で、JICA の事後評価では評価基準毎にレーティングを付し、フローチャートに基づき最終的な総合評価を導くという形が採用されている。この制度においては、必然的に各評価基準の関連性は重要な論点となる。例えば、成果が十分に発現していない場合、当然有効性は低い評定となる。一般に有効性の検証においては事業成果が発現しない理由を探求することになるが、その理由が事業実施期間中の外部環境への適応不備にあることが突き止められた場合、それをもって妥当性にも低い評定を付してしまうと、事業のネガティブな側面がダブルカウントされてしまうことになる。

事後評価レファレンスにおいても、こうした点は認識されており、例えば妥当性と有効性の関係については「妥当性は、案件の有効性における『目的達成度』とは切り離して分析する。つまり、『本事業の目標は達成されたため、事業実施の妥当性は高かった。』という分析は不適切。」といった留意点が明示されている。他方で、整合性については、実際に成果が得られた場合、整合性は高い、相互補完・調和・協調がなされても成果が得られなかった場合には整合性はやや低い、相互補完・調和・協調がない場合、低いと判断をするという考え方を採用している。本提案においても、こうした JICA の考え方に準拠し、LNOB 関連の整合性の判断基準を、成果が得られた場合には高い評定とするという形にしている。こうした有効性、インパクト等とのダブルカウントが適切であるかは再考の必要があると考えられる。

(3) 目標達成度評価としての事後評価における LNOB の視点の組み込み

現行の JICA の評価制度は事前に設定された目標値に照らして現状を確認し、評価を与えるという形を取っている。このような評価制度の下では、LNOB の視点は本来的には事業設計に組み込まれるべきものであり、事後評価への組み込みは矛盾をはらむことになる。事業設計に LNOB の視点が組み込まれていれば、そもそもの事業が「公平な社会参加を阻害されている人々」の認識を持ち、そうした人々への事業実施上の工夫が盛り込まれたり、固有のアウトカム指標が設定されているものとなる。この場合、事後評価は現行のスタイルと大きく変わることなく、そのような評価対象物について実績を目標値に照らして評価をしていくという作業を行えばよい。しかし、事業計画時に LNOB の視点が含まれていない場合、事後評価者には独自の視点を持って現場に入り、関係者の話を聞いたり、様々な観察を行うことを通じて「公平な社会参加を阻害されている人々」を特定したり、彼ら固有のアウトカム指標を設定することが求められることになる。例えば有効性評価に関しては、これは介入が対象社会に想定していた変化（＝事前に計画されていた変化）をもたらしたかという問いではなく、対象社会にどのような変化をもたらしたかという問いになることを意味する。すなわち変化を検討する領域が所与のものとなるのではなく、変化の領域それ自体を評価者が見出していくというもので、目標達成度評価とは対極に位置するいわゆるゴールフリー評価と呼ばれる評価の色彩を帯びてくる。

現行の事後評価が目標達成度評価を前提としている以上、事業計画に LNOB の視点が含まれていない評価対象事業を LNOB の視点を持って評価していくことには限界がある。そのため現状の評価制度の下では、本業務で行った事後評価者が問い、それに答えるための作業内容を検討・実践することに加えて、事業立案時における LNOB 視点の組み込みを同時に行っていくことが不可欠である。

Working Definition 概要ペーパー

1. Working Definition レビューの目的

Leave No One Behind (LNOB) の観点を取り込んだ評価方法について包括的かつ詳細に検討する観点から適当と考えられる社会的弱者の定義を検討することを目的に、JICA のこれまでの社会的弱者への視点や、他ドナーによる定義や捉え方をレビューし、本業務における社会的弱者の Working Definition を設定すること。

2. 本業務における社会的弱者の捉え方

本別添参照資料に詳述しているレビュー結果からは、社会的弱者とは誰と誰である、と定義するのではなく、検証すべき要素や弱者となるリスクの高いグループを示しつつ、社会的弱者とはどういう状態・状況の人のことなのかという概念的な定義づけをしている組織が多いことがわかる。その背景には、「誰一人として取り残さない」という原則を実行するためには、プロジェクト毎に、誰が・どのように・なぜ・社会的弱者であるのかを丁寧に検証すべきであるという考えがあると思われる。さらには、社会的弱者を難民、障害者、のようにカテゴリ毎に捉えることによって、その交差性を見失いやすい、という考えもある¹。

したがって、本業務では、社会的弱者となるリスクの高いグループをリスト化して示しつつも、「性別、年齢、障害、病気、経済的地位、政治的指向、民族、宗教、出自、居住地、性自認などの理由で、公平な社会参加を阻まれている状態にある人々」という概念を社会的弱者の Working definition とすることを提案する。

なお、交差性は、複数の要素が重なった場合に一層取り残されるリスクが高まるため、個別のカテゴリに限った視点のみで案件形成や介入を行うと排除される人が出てきてしまう、という点に加え、誰が・どのように・なぜ・社会的弱者であるのかを検証する視点としても捉えることができる。例えば、単に女性と言っても社会文化的な背景によって、かならずしも弱者と限らない。女性が、どのような条件が重なると弱者となるのか、交差性の視点をもって検証する必要がある。そのための方策として開発されているツール（例えば、Age, Gender and Diversity Analysis Tools）等も、JICA 事後評価レファレンスに反映させることが可能か、本業務において検討する。

¹ Islamic Relief Worldwide (IRW). (2018). Leave no one behind in humanitarian programming: An approach to understanding intersectional programming. Learning Paper 1: Age, Gender and Diversity Analysis.

3. 社会的弱者の暫定的・非網羅的リスト

社会的弱者となるリスクの高いグループの暫定的・非網羅的リストを以下 Box に示す。

BOX 1: 社会的弱者となるリスクの高いグループ

- ・ 貧困層（絶対的、相対的）
- ・ 女性
- ・ 子ども
- ・ 若者
- ・ 高齢者
- ・ 法の保護、公共サービスやテクノロジーへのアクセスが限られた地域の人
- ・ 山岳地帯、砂漠、熱帯雨林、小島などの遠隔地を含む地域の人
- ・ 都市スラムに住む人
- ・ マイノリティ（少数民族、先住民族、人種、宗教、言語、政治的、性的指向・性自認）
- ・ 被差別カーストやそれに類するグループに属する人
- ・ 非識字、教育の機会が限られた人
- ・ 障害者（身体的、知的、精神的）
- ・ HIV/AIDS・COVID-19 等の感染症による差別を受ける人
- ・ 脆弱な家庭環境で暮らす子どもと若者
- ・ 孤児、社会的保護のもとで暮らす子どもや若者
- ・ 無戸籍、身分証明書を持たない人
- ・ 難民、国内避難民
- ・ 亡命希望者
- ・ 非自発的移住をした人
- ・ ホームレス、物乞い、遊牧民、ストリートチルドレン、移民労働者とその家族、狩猟採集民などの非定住者
- ・ 紛争影響下にある人
- ・ 除隊兵士（女性、子どもも含む）
- ・ 人身取引の被害者（男女、子ども）
- ・ 強制労働者（男女、子ども）
- ・ セックスワーカー（男女、子ども）
- ・ 女性性器切除や強制結婚を含む性的・家庭内暴力の被害者
- ・ 地雷被害者
- ・ 自然災害・人災の被害者
- ・ 気候変動、環境破壊の影響を受ける人
- ・ ヘビースモーカーを含む薬物、アルコール、ゲーム、メディア等の依存症の人
- ・ （長期の）失業者
- ・ 組織犯罪によって生命や生活が脅かされている人、組織犯罪の被害者の家族
- ・ 上記の複数の項目に当てはまる場合

出所：2. におけるレビュー文献で示されていた社会的弱者となり得るグループや要素に基づき、作成。特に GIZ(2020)を参考にしている。

4. 本業務において焦点を当てる社会的弱者

2. で述べたとおり、社会的弱者の Working definition は概念的なものとする一方、具体的なレビュー案件対象は現実的には絞らざるを得ない。そこで本業務においては、開発協力大綱や環境社会配慮ガイドラインで既に社会的弱者と捉えている「難民・国内避難民」「子ども」「女性」「障害者」「高齢者」「少数民族・先住民族（人種、宗教、言語、政治的マイノリティ）」「非自発的住民移転をするグループ」「貧困層」及び対象案件として複数の実績のある「除隊兵士」「人身取引の被害者」「地雷被害者」に焦点を当てる。ただし、社会的弱者を対象とした案件ではない一般的な案件のレビューを行う際には、概念的な Working definition に沿って、弱者となり得るリスクの高い人々一般を念頭に作業を行うこととする。

参照資料：JICA 及び他ドナーの「社会的弱者」定義のレビュー結果

他ドナーとしては、DAC 諸国の主なドナー国及び LNOB の概念について文献を公表している国際機関や研究機関をレビュー対象とした。レビューした各組織の社会的弱者の定義やその捉え方を下表に示す。

表 1：各組織の社会的弱者の定義やその捉え方

注：太字はこれまで JICA 案件で明示的に弱者と捉えられてこなかったと推察される要素。

組織名	レビュー文献	「社会的弱者」の定義や捉え方
JICA	<ul style="list-style-type: none"> 開発協力大綱 (2015) JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010) 	<p>現行の開発協力大綱では「…特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等…」、JICA 環境社会配慮ガイドラインでは「…非自発的住民移転、先住民族等…」 「…貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ…」 「…女性、先住民族、障害者、マイノリティなど…」といった記述で社会的弱者への視点が示されている²。</p>
Germany (GIZ)	<ul style="list-style-type: none"> Leave No One Behind / Guidelines for Project Planners and Practitioners. (2020) <p>https://www.poverty-inequality.com/wp-content/uploads/2020/04/Bennett-2020-LNOB-in-DC-Guidelines-for-Practitioners-Full.pdf</p>	<p>社会的弱者の定義を定めず、プロジェクト形成時に誰が、なぜ、どのように社会的弱者かを検討することとしている。ただし、Who is at potentially high risk of being left behind? として、持続可能な開発から排除される可能性のあるグループのリストはガイドライン内に示されている。リストは網羅的ではなく、挙げられた特定のグループがどの程度取り残される危険性が高いかは状況によって異なること、リストは検討の出発点として用いるべきであって、徹底したターゲットグループ分析、取りこぼさないためのアセスメントがプロジェクト毎に必要であることが述べられている。</p>
UK (DFID)	<ul style="list-style-type: none"> Policy paper, Leaving no one behind: Our promise. (2019) Disability Framework – One Year On Leaving No One Behind. (2015) <p>https://www.gov.uk/government/publications/leaving-no-one-behind-our-promise/leaving-no-one-behind-our-promise</p> <p>https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/554802/DFID-Disability-Framework-2015.pdf</p>	<p>社会的弱者とは、最貧困層、ジェンダーや年齢、地域、カースト、宗教、障害、性自認等を理由に最も排除され暴力や差別の危険にさらされている者(例えば、障害者、子ども、高齢者、出自や居住地による差別を受けている人)、等としている。特に障害者に焦点をあてた取り組みを行っている。</p>

² JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010)は本業務実施現在、改訂へ向けて包括的検討中であり社会的弱者や人権の視点をより網羅的に取り込む方向性で議論されている。

Australia (Department of Foreign Affairs and Trade: DFAT)	<ul style="list-style-type: none"> Report on the Implementation of the Sustainable Development Goals. (2018) https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/sdg-voluntary-national-review.pdf Development for All 2015–2020 (extended to 2021) Strategy for strengthening disability-inclusive development in Australia’s aid program. (2015) https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/development-for-all-2015-2020.pdf 	障害者包摂とジェンダー平等を通じて LNOB を目指している。
U.S.A. (USAID)	<ul style="list-style-type: none"> USAID Policy Framework (3rd): Ending the Need for Foreign Assistance. (2019) https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1870/WEB_PF_Full_Report_FINAL_10Apr2019.pdf 	取り残されている人の例として、世界の最貧層、女性、若者、土地を持たない者、障害者、政治的・社会的に疎外されたグループ、その他の脆弱なグループを挙げている。
Denmark (DANIDA)	<ul style="list-style-type: none"> The World 2030, Denmark’s strategy for development cooperation and humanitarian action. (2017) https://um.dk/en/~media/um/english-site/documents/danida/goals/strategy/the%20world%202030%20%20denmarks%20strategy%20for%20development%20cooperation%20and%20humanitarian%20action.pdf 	取り残されている人の例として、性別、年齢、障害、 病気 (例: HIV/AIDS) 、政治的指向、民族、 性的指向、性自認 、職業、宗教などの理由で、差別されている人を挙げている。SDGs 達成の関心事として特に移民、難民、国内避難民、ジェンダー平等を挙げている。
Canada (Global Affairs Canada)	<ul style="list-style-type: none"> Inclusion of marginalized people. (2017) https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_developpement-enjeux_developpement/human_rights-droits_homme/inclusion.aspx?lang=eng 	社会的弱者を定義づけてはいないが、「疎外されたグループは、意思決定、公共機関、ベーシックサービス、さらには市民権からも排除されることが多い。貧困の影響を受けやすく、HIV/AIDS、マラリア、結核、精神疾患など、生命を脅かす病気にかかりやすく、暴力や搾取の被害者にもなりやすい」と位置付けている。
Belgium (Foreign Affairs, Foreign Trade and Development Cooperation)	<ul style="list-style-type: none"> Pathways to Sustainable Development, First Belgium National Voluntary Review on the Implementation of the 2030 Agenda. (2017) https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15721Belgium_English.pdf 	ベルギーの国際開発における「誰も取り残さない」ための方針として、特に女性と子どもの権利に焦点をあてること、また、LDCs に焦点をあてることとしている。
France (Agence Française de	<ul style="list-style-type: none"> Towards a World in Common, AFD Group 2018 - 2022 Strategy. (2018) 	明確な社会的弱者の定義は見当たらないが、AFD グループの 2018-2022 年戦略として 5 つのコミットメントを示しており、

Développement : AFD)	https://www.afd.fr/en/ressources/afd-group-2018-2022-strategy	そのうちの1つが、あらゆる形態の不平等を解消し包摂を強化することを目的とした”100% social link strategy”である。その中では、特に女性、若者、不利な立場にある人々、周縁化されたコミュニティを重視している。
Norway (Norwegian Agency for Development Cooperation: Norad)	<ul style="list-style-type: none"> Norad’s strategy towards 2030. (2021) https://www.norad.no/en/toolspublications/publications/2021/norads-strategy-towards-2030/	もっとも脆弱で周縁化された人々を取り残さない、としているが詳細な定義はしていない。
Switzerland (Swiss Agency for Development and Cooperation: SDC)	<ul style="list-style-type: none"> SDC Guidance – Leave No One Behind. (2018) https://www.shareweb.ch/site/Poverty-Wellbeing/leave-no-one-behind/Shared%20Documents/sdc-guidance-leave-no-one-behind_EN.pdf	「貧困」×「(何らかの) 排除」が取り残されている人々の特徴であるとし、貧困と排除の要因として、民族、宗教、人種、障害、経済的地位、性とジェンダー、年齢、出自、その他の差別を挙げている。
Sweden (The Swedish International Development Cooperation Agency : Sida)	<ul style="list-style-type: none"> https://www.sida.se/en/for-partners/methods-materials/ 	社会的弱者の定義や捉え方に関する文献は見つけることができなかったが、Poverty toolbox を開発しており、誰が貧困に陥っているのか、どのように貧困を経験しているのか、なぜ貧困に陥っているのかを multidimensional poverty analysis (MDPA) を用いて分析し、国毎にレポートを発表している。その他に Gender toolbox, Green toolbox (environment, climate change), Peace and Conflict toolbox, Human Rights Based Approach が Sida の”Methods and Materials“のサイトに掲載されている。
UNDP	<ul style="list-style-type: none"> LEAVING NO ONE BEHIND: EVALUATION for 2030 Proceedings from the 2019 National Evaluation Capacities Conference. (2019) http://web.undp.org/evaluation/documents/NEC/2019/NEC2019_proceedings.pdf <ul style="list-style-type: none"> WHAT DOES IT MEAN TO LEAVE NO ONE BEHIND? A UNDP discussion paper and framework for implementation. (2018) https://www.undp.org/publications/what-does-it-mean-leave-no-one-behind	差別、地理的要素、ガバナンス、社会経済的地位、ショック（自然災害、紛争、人的災害等）とそれに対する脆弱性の5つの要素が、”leave no one behind”の原則に則った評価において注目されるべきとしている。
UNICEF	<ul style="list-style-type: none"> Step-by-Step Guidelines to the Multiple Overlapping Deprivation Analysis (MODA). (2012) https://www.unicef-	子どものウェルビーイングに関する要素を子どもの権利条約に即して列挙し、それらが欠乏していないか確認することによって多面的かつ交差性を考慮して脆弱性を捉えることができるとしている。

	irc.org/publications/695-step-by-step-guidelines-to-the-multiple-overlapping-deprivation-analysis-moda.html	
Overseas Development Institute (ODI)	<ul style="list-style-type: none"> Defining 'leave no one behind'. (2017) https://cdn.odi.org/media/documents/Defining_leave_no_one_behind.pdf 	基本的に貧困層＝社会的弱者としているが、それ以外の社会的弱者として民族的・宗教的・性的少数者のグループを挙げている。貧困を考える際に、絶対的・相対的両方の欠乏について視野に入れる必要があり、貧困は社会的アイデンティティや地理的側面と関連していることが多い、「交差する不平等」（各不平等・脆弱性の交差性）に注意を払うべきである、としている。

その他、OECD が 2018 年に DAC メンバーに対して行った LNOB に関する取組状況調査³によると、優先対象として回答のあったグループは多い順に、1. ジェンダー、女性、女兒、2. 障害者、3. 子ども、4. 若者、5. 難民・避難民、6. エスニック・マイノリティと先住民族、7. LGBTI の人々、8. 宗教的少数派、9. 高齢者となっている。

³ OECD. (2018). LEAVE NO ONE BEHIND: HOW ARE DEVELOPMENT ASSISTANCE COMMITTEE MEMBERS ANSWERING THE PLEDGE OF THE 2030 AGENDA FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT? Findings from a survey of DAC members

交差性の視点

全ての案件において、事業が裨益することを目指している対象者の中で、相対的に誰がより不利な立場にあるか、誰がより裨益から取り残されやすいか、誰がより負の影響を受けやすいか、を考えると、それが交差性の検討となるのではないか。つまり、ポイントは絶対的な弱者とそうでない人という区別や、難民×女性といったカテゴリの組み合わせで常に取り残される可能性が高い、という判断ではなく、相対的に考えて対応する、という点。

例：難民を対象とした案件での少数民族の難民、地雷被害者を対象とした案件での子どもの被害者、貧困農村家庭を対象とした案件での土地を持たない農家、緊急支援案件での被災した高齢者・障害者・女性・子ども、貧困地域での住民参加型案件における乳幼児のいる女性世帯主世帯、等。

【具体例】

- ・ 高齢者案件において、夫を亡くした女性高齢者、要介護の高齢者、一人暮らしの高齢者等、高齢者の中でも特に QOL 向上のニーズが高いと想定される層に確実にサービスを届けるための方策が求められている。
- ・ 人身取引対応案件において、被害者とひとくくりにせず、被害に遭った背景（家族が加害者かそうでないか）や現在の状況（HIV/AIDS やその他感染症の有無やトラウマ、強制労働中に負った障害の有無等）を個別に十分検討し、安全な回復・社会復帰への方向性を見出す必要がある。
- ・ 障害者を対象とした社会保障案件、貧困地域を対象にした母子保健案件、高齢者を対象とした社会保障案件において、リハビリ・受診・介護が必要な対象者の中でも、農村・貧困地域では人材確保が困難であったり、移動に長時間を要するため施設へのアクセスが困難である場合があるため、訪問型サービス提供や農村・貧困地域の人材育成のために遠隔教育を導入したり、農村・貧困地域の人材に何らかのインセンティブ付与をするなどの方策が必要となる。保守性の高い地域では見知らぬ人の受け入れや異性、異民族からのサービス提供を拒むケースもあるため、訪問型サービス提供の方法についても詳細な計画が必要である。
- ・ 住民参加型の基礎教育案件において、対象地は選定された時点で農村僻地であり、距離的・金銭的に学校へのアクセスが限られていた地域ではあるが、その中でも特に貧困な状態にある家庭は学校建設・運営の住民負担に参加することが難しいことも考えられる。そうした家庭の子どもも負い目なく、取り残されることなくアクセスを確保するために、住民一律同等な負担の方が良いのか、あるいはできる人ができることをするという方法が適しているのか、各ケースの文脈で検討することが必要と思われる。
- ・ 平和構築案件で生計向上活動を行う場合、紛争の影響で障害を持つ人は生計向上活動に従事することができず、事業に参加できない場合がある。紛争影響下において障害者が従事できる生計向上活動を事業に含めるなどの方策が必要となる。

過去案件レビュー対象案件一覧

JICA案件

No.	評価実施機関	発行年	報告書種別	タイトル	スキーム	セクター	地域
1	JICA	2012	インパクト評価報告書	貧困地域初等教育事業（フィリピン）	有償資金協力	教育、貧困削減	アジア
2	JICA	2019	インパクト評価報告書	地方道路整備事業（モロッコ）	有償資金協力	運輸交通	アフリカ
3	JICA	2016	インパクト評価報告書	ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業（フィリピン）	有償資金協力	農業開発／農村開発	アジア
4	JICA	2017	インパクト評価報告書	Does a Rural Road Improvement Project Contribute to Inclusive Growth? (バングラデシュ)	有償資金協力	運輸交通	アジア
5	JICA	2020	インパクト評価報告書	Heterogeneous Effects of Urban Public Transportation on Employment by Gender: Evidence from the Delhi Metro(インド)	有償資金協力	運輸交通	アジア
6	JICA	2019	エンドライン調査報告書	金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト（第2期）（ホンジュラス）	技術協力	貧困削減	中南米
7	JICA	2019	案件別事後評価	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画（ウガンダ）	無償資金協力	平和構築	アフリカ
8	JICA	2017	外部事後評価報告書	障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト（ルワンダ）	技術協力	社会保障、平和構築	アフリカ
9	JICA	2012・2017	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト（コロンビア）	技術協力	社会保障、平和構築	中南米
10	JICA	2012・2017	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	ブルエルトカベサス先住民コミュニティ生計向上計画プロジェクト（ニカラグア）	技術協力	農業開発／農村開発、貧困削減	中南米
11	JICA	2017	外部事後評価報告書	カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画プロジェクト（アフガニスタン）	技術協力	平和構築、ジェンダーと開発	アジア
12	JICA	2011・2016	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト（タイ）	技術協力	社会保障	アジア
13	JICA	2013・2017	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト（中国）	技術協力	社会保障	アジア
14	JICA	2011・2016	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	社会的弱者のための職業訓練強化プロジェクト（エクアドル）	技術協力	教育、社会保障	中南米
15	JICA	2012・2016	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト（コスタリカ）	技術協力	社会保障	中南米
16	JICA	2016・2020	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト（ニカラグア）	技術協力	ジェンダーと開発、社会保障	中南米
17	JICA	2016・2019	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	地方行政強化を通じた流域管理向上プロジェクト（ネパール）	技術協力	自然環境保全、ガバナンス	アジア
18	JICA	2019	外部事後評価報告書	円借款 グジャラート州森林開発事業フェーズ2（インド）	有償資金協力	自然環境保全、貧困削減	アジア
19	JICA	2011・2016	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト（ヨルダン）	技術協力	保健医療	中東
20	JICA	2015	外部事後評価報告書	無償 マレ島におけるクリーンエネルギー促進計画（モルディブ）	無償資金協力	資源・エネルギー	アジア
21	JICA	2013	終了時評価報告書(事後評価未実施)	人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト（タイ）	技術協力	ジェンダー、貧困削減	アジア
22	JICA	2007・2017	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	住民参加型基礎教育改善プロジェクト（エチオピア）	技術協力	教育	アフリカ
23	JICA	2017	外部事後評価報告書	日本科学技術大学プロジェクト(エジプト)	技術協力	教育（高等）	中東
24	JICA	2015	外部事後評価報告書	「教師教育強化プロジェクト」「教師教育強化プロジェクトフェーズ2」（アフガニスタン）	技術協力	教育	アジア
25	JICA	2009・2013	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	首都圏水環境保全能力強化プロジェクト(グアテマラ)	技術協力	環境管理（水）	中南米
26	JICA	2010・2013	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	母子保健サービス改善プロジェクト（マダガスカル）	技術協力	保健医療	アフリカ
27	JICA	2012・2019	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	インドネシアにおける地震火山の総合防災策	技術協力	防災、水資源	アジア
28	JICA	2012・2018	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	南太平洋大学 ICT キャパシティビルディングプロジェクト(フィジー)	技術協力	情報通信技術、教育	大洋州
29	JICA	2014・2021	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト（ボスニア・ヘルツェゴビナ）	技術協力	農業開発／農村開発、ジェンダーと開発	欧州
30	JICA	2008・2016	終了時評価報告書・案件別事後評価（内部評価）評価結果票	ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト(カンボジア)	技術協力	ジェンダーと開発	アジア

他ドナー案件							
1	Norad	2011	事後評価報告書	Evaluation of the International Organization for Migration and its Efforts to Combat Human Trafficking (複数国)	技術協力	ジェンダーと開発、社会保障	複数国
2	DFID	2014	事後評価報告書	Exploring the Agricultural Initiatives' Influence on Stability in Somalia(ソマリア)	技術協力	農業	アフリカ
3	Global Affairs Canada	2020	事後評価報告書	Evaluation of International Assistance Programming in Afghanistan(アフガニスタン)	技術協力	ジェンダーと開発	アジア
4	Office of Policy and Resource Planning, Bureau of Population, Refugees, and Migration (PRM), U.S. Department of State	2014	事後評価報告書	Evaluating the Effectiveness of Humanitarian Engagement and Programming in Promoting Local Integration of Refugees in Zambia, Tanzania, and Cameroon(複数国)	技術協力	平和構築	アフリカ
5	Danida	2019	事後評価報告書	Evaluation of Agricultural Growth & Employment Programme (AGEP), Bangladesh(バングラデシュ)	技術協力	農業	アジア
6	Sida	2019	事後評価報告書	Evaluation of Sida's support to peacebuilding in conflict and post-conflict contexts(グアテマラ)	その他	平和構築	中南米
7	General Directorate for Development Cooperation, Italian Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation	2020	事後評価報告書	Bolivia Evaluation of health initiatives (2009-2020)(ボリビア)	技術協力	保健医療	中南米
8	UNWOMEN	2021	国別評価報告書	Country Portfolio Evaluation Kazakhstan Synthesis Report (カザフスタン)	技術協力	ジェンダー	アジア
9	Global Affairs Canada	2019	事後評価報告書	Evaluation of Natural Disaster Reconstruction Assistance in the Philippines 2013-14 to 2018-19(フィリピン)	その他	防災(復興支援)	アジア
10	Ministry for Foreign Affairs, Finland	2015	事後評価報告書	Inclusive Education in Finland's Development Cooperation in 2004-2013(複数国)	技術協力	教育	複数国
11	Department of Foreign Affairs and Trade, Australia	2018	事後評価報告書	Road Management in Papua New Guinea: An Evaluation of a Decade of Australian Support 2007-2017(PNG)	その他	運輸交通	アジア
12	African Development Bank Group (AfDB)	2011	Project Performance Evaluation Report	Benin: Project for the Electrification of 17 Rural Centres(ベニン)	有償資金協力	資源・エネルギー	アフリカ
13	General Directorate for Development Cooperation, Italian Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation	2020	事後評価報告書	Evaluation of the initiative: "Tous autour de l'enfance. Prevention and protection services for the benefit of single mothers, minors lacking family support and disabled children in Morocco"(モロッコ)	その他	社会保障	中東
14	Korea International Cooperation Agency (KOICA)	2013	事後評価報告書	Ex-post Evaluation Report on the Project for Modernization of Communication and Information System of the State Ministries of the Republic of Paraguay(パラグアイ)	技術協力	情報通信技術	中南米
15	Asian Development Bank (ADB)	2018	Performance Evaluation Report	Uzbekistan: Surkhandarya Water Supply and Sanitation Project(ウズベキスタン)	その他	水と衛生	アジア
16	GIZ	2020	Evaluation Report	Central Project Evaluation Social Rights of Vulnerable Groups in South-East Europe(複数国)	技術協力	社会保障	欧州

スキーム：技術協力32件、有償資金協力7件、無償資金協力2件、その他5件（その他は複数スキーム組合せ等）

セクター：社会保障10件、ジェンダー8件、教育7件、平和構築6件、農業・農村開発5件、貧困削減5件、運輸交通4件、保健医療3件、自然環境保全3件、情報通信技術2件、防災2件、資源エネルギー2件、水と衛生1件(複数セクターにまたがる案件もあるため合計は46件を超える)

地域：アジア20件、中南米10件、アフリカ8件、中東3件、欧州2件、大洋州1件、複数国2件

包摂性・公平性に関連する事業実施上のグッド・バッドプラクティスの整理（分野毎）

誰かを残してしまうリスクを回避するために行った取組のうち、どのようなものが取り残さない結果につながり（グッドプラクティス）、どのようなものが依然として取り残すことになってしまったのか（バッドプラクティス）を事後評価報告書から抽出した。誰も取り残さない結果につながったかどうかの判断は、まずは事後評価報告書でなされている判断に従った。評価者の判断が読み取れないものについては、調査チームが報告書から分かる範囲で判断した。

セクター	グッドプラクティス	バッドプラクティス
全体	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修参加者数に男女・民族の偏りがないようにした。 農村地域、経済的に困難な地域などの地方在住人材が研修・教育課程に継続的に参加できるよう遠隔教育を導入した。これは資格ある農村出身者が地元で勤務することを促し、農村地域の人材不足を改善するための方策でもある。 研修を行う時間帯を対象者のニーズに合わせて柔軟に対応し、参加できない人が出ないようにしていた。 事業内で相対的に事業の裨益を得られにくい状態にあるグループも含めたベースライン調査を実施し、データの推移を見れるようにしていた。 事業内で最終受益者に対する満足度調査を行い、具体的に当事者が感じている変化を調査していた（改善されたサービス提供のための研修実施や人材の改善の確認までにとどまらず、最終裨益者での達成度を確認）。 	
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が法律で定められたサービスにアクセスするための権利・義務・制度についての知識を得ることも活動の一つとなっている。 （地雷被害者対応案件で）危険区域・山間地区の住民が被災して緊急支援を依頼しても、対象地が危険区域に指定されていることが多いため、依頼者が反政府関係者でないことが確認されない限り、救済体制が組まれないなど、外部からの救援には時間がかかる。このため、救援者が到着するまでの間、地域レベルの救護者が適切に応急処置をする能力向上を支援することで、危険区域・山間地区の住民に資する方策を取ることが、現状取り残された状態にある人々の 	<ul style="list-style-type: none"> （職業訓練案件で）障害者が収入を得る手段として組織した組合のうち、相当割合が解散している（ルワンダにおける一般的なパフォーマンスではある）。理由として組合運営、マーケット開拓及び資金調達などビジネスとしてノウハウが不足しており、その支援までは事業内で行えなかった。 （リハビリ人材育成案件で）遠隔教育は事業後に対象地を拡大していく際にも有効な手段と思われていたが、実際には事業完了後は遠隔教育が行われておらず、継続的に

	<p>役に立つ方法であるとして、事業の手段を決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（職業訓練案件で）訓練環境の整備として、訓練生や技能訓練センターの選考基準や選考方法を確立、バリアフリー化、人材面での整備を行った。 ・（職業訓練案件で）訓練校の講師への研修会を行い、訓練方法の改善を図った。職業訓練施設の講師への訓練を提供することで、障害者の訓練参加は可能であるという認識の改善、教授法の習得が行われた。 ・障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の企業への就職は一般的に難しいため、本事業では収入を得る手段として組合(一定の人数が集まり各自の出資により共同の事業を営むもの)を組成することを促し、最低限必要なスターターキットを本事業が初めに供与することで、生産活動を支援した。 ・コミュニティでの高齢者へのサービス実施者はボランティアだが、ボランティアに対し、保健省等がしっかりと研修を継続して行っている。 ・保健分野でのボランティアの活用はタイ社会で歴史があり、実効性が高い取組だった(当該国でなじみのある手法をとることで妥当性・持続性を高めている)。 ・（障害者の社会参加支援案件で）事業途中から当事者のエンパワメントの重要性が認識されるようになり、エンパワメントの促進を成果の1つとして加えている。そのことが組織間連携や当事者の企業への就労拡大等につながった。 ・（障害者の社会参加支援案件で）障害者のエンパワメントを促進したことにより、組織間連携、医療リハビリテーションサービス、当事者の起業による就労機会拡大、地域に根ざしたリハビリテーション促進など、他の成果の達成をも促進し、大きな効果を生み出した。 	<p>活用する方策について事業期間中に対策を取っておくべきであった。</p>
ジェンダーと開発	<ul style="list-style-type: none"> ・（人身取引対応案件で）被害者中心アプローチやジェンダー配慮に関する関係者の理解を促進する手法が、メンバー機関と人身取引被害者の関係やネットワークの改善に貢献し、その結果として提供する支援サービスの質の向上につながっていた。 ・人身取引被害者の保護・支援を行う行政担当者と人身取引被害者の意見交換の場を設け、被害者理解を促した。 ・（人身取引対応案件で）事業内で自国民の帰国被害者及び国内の外国人被害者を区別して満足度を測定するベースライン・エンドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社会的リスク予防・ケア案件で）事業内の具体的な活動内容がほぼ女性・女兒に対する DV、GBV、児童虐待への対応に偏っていた。男児・男性、高齢者が取り残されていた可能性がある。男児・男性が何らかの社会的リスクの被害者となることが、さらなる DV や虐待の原因ともなっていくことから、活動内容の偏りによって、注力していた女兒・女性への成果達成にも影響すると考えられる。

	<p>調査を実施していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (人身取引対応案件で)事業でキャパビルが行われたソーシャルワーカーは人身取引の被害者のみならず、DV や児童虐待にも対応しており、その被害者保護にも事業で得たスキルを活用している。 ・ (社会的リスク予防・ケア案件で)パイロット支所では「女性に対する暴力の実態把握に向けたアンケート調査」の実施が支援され、技官たちの地域における課題への理解や住民のニーズを踏まえたサービス提供の重要性にかかる認識が促された。 ・ (社会的リスク予防・ケア案件で)事業の実施に際して法人専門家ではなく、文化的にも近い近隣国のジェンダー専門家を雇用し、助言を得た。 ・ (Canada)二国間プロジェクトの30%においてジェンダーニーズ評価を事前に実施している。 ・ (Canada)研修やビジネス支援を提供することで、女性の経済的機会へのアクセス、経済的自立を促すこととなった。 ・ (Canada)女性が主な受益者となっている案件においても、男性にも裨益するようにデザインすることによって、男性からの妬みや反発をかわし、結果として女性のエンパワメントにつながる。 ・ (Italy)シングルマザーや育児放棄に対する社会的烙印を軽減するために、父親、医療従事者(医師、看護師)、病院、警察、裁判所、家族など、関係する重要なすべてのアクターを巻き込み、結果ではなく原因の理解に働きかける方法をとった。 ・ (IOM 人身取引対応案件で)民間、アカデミアと連携して被害者の職業訓練・OJT や学業、就職をサポートし、自立した生活基盤を築く支援をしている。 ・ (IOM 人身取引対応案件で)多数のエアラインと連携して被害者が帰国する際の航空運賃をサポートしてもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (Canada)アフガニスタンにおいて女性の参加を促す場合、安全な交通手段も同時に担保しなければ女性を危険にさらすこととなる。 ・ (Canada)アフガニスタンにおいて女性の権利やエンパワメントに焦点を当てた事業は、主に都市部に住む女性やエリート階級の女性に恩恵を与えるものと見られおり、農村部に住む女性の基本的なニーズに対応できていない。女性の権利とエンパワメントを促進することだけに焦点を当てた事業は、非識字や移動の自由が無い等、女性が直面する日常的な課題に対処できていない場合は、農村部女性にあまり意味のある効果を上げない。 ・ (Canada)地元の文脈を顧みずにジェンダー平等を掲げると、例えば、アフガニスタンにおいて警察のほぼ全員が男性である状況の中、女性警官の数を増やすことを目指すと、女性警官自身が危険な状態に身をさらすこととなる。 ・ (Canada)DV 被害女性用のシェルターを利用すると、家族から疎まれたり、家の問題を外に持ち出したことによる反発を受けたりすることを女性自身が恐れる場合がある。シェルターを安心して利用できるようにする別の方策が同時に必要である。 ・ (IOM 人身取引対応案件で)被害者本人のニーズや帰宅した後の状況を顧みずに単に被害者を家族の元や故郷に帰すことは、被害者を更なる危険な状態へ置くことにもなりかねない。(例えば、虐待やDV の危険性のある家に帰す、人身取引の被害に遭っていた間の仕事内容に対する偏見が根強い地域に帰す等)。
平和構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ (国内避難民帰還・再定住案件で) 女児生徒増加のために女性教員雇用促進が図られており、事業で整備する教員宿舎の1つを女性教員用宿舎としている。 ・ (国内避難民帰還・再定住案件で) 教室・トイレの整備において、身体障害者も利用できるようスロープの設置を行っている。 ・ (民族融和案件で) 住民の融和を推進するために農業・農村開発活動を両民族混合で実施しているグループ(NGO等)を優先して選定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (民族融和案件で) 不和の主要因となっていた民族のみを裨益者として実施すると、その他の民族を取り残しているため、新たな不和の火種となる可能性がある。現状の不和のみならず、将来的な不和の火種を作らないよう細心の注意が必要となる。

教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導書配布にあたって利用言語の部数の割合や、配布先に慎重を期し、利用人口の割合に応じた配分を行い、配布先は民族間で過度な偏りが出ないようにした。 ・ 事前入学登録の実施と女性教員の優先的配置を行ったため、他校と比べ在籍数の男女比に差がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (住民参加型教育案件で)郡行政官の意識が十分に变容しておらず、事業で開発したモデルの適用が期待される僻地ほど行政官が行きたがらないので、学校運営における郡教育事務所と住民の協働が難しい。 ・ (Finland インクルーシブ教育案件で)教師の行動や生徒の学習における変化をモニタリングする計画が最小限であり、特別なニーズのある子どもが実際に学ぶための方策の検討が不十分であった。先住民、マイノリティ言語、障害者の保護者や子どもたち自身が自分たちの教育への権利を認識することを達成しても、現場レベルでそうした子どもたちのニーズに応える教師や教材が無ければ、実際の就学率や学力の向上は達成できない。学ぶための適切な支援がないまま普通学級に入れられるだけでは、学ぶことができず、結局ドロップアウトが多い。
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ (母子保健案件で)保健センターが村の中心部から離れている地域では、コミュニティ包括的小児疾病管理サイトを設けることによって、利用率(アクセス)を確保していた。 ・ 農村遠隔地も取り残さないために、女性が村落ヘルスセンターを訪れるのではなく、ヘルス・エドゥケーターが家庭訪問をする方法を採用、そのためのガイドライン、マニュアルなどを作成している。 ・ (RF/FP 案件で)男性や若者の啓発活動に対する参加度が高かった村では、家庭訪問を受けた女性の避妊実行率が、40%から80%に増加しており、家庭訪問対象全村の中、もっとも高い避妊実行率を示している。このことから、男性や若者が女性の健康向上、エンパワメントに関わる活動に参加することが、女性の避妊実行率の向上に貢献することが示唆される。 ・ (RF/FP 案件で)ヘルス・エドゥケーターは、村落ヘルスセンターでのカウンセリングや家庭訪問の実施により、女性の性感染症だけでなく、家族の急性・慢性疾患でも多くの地域住民が医療施設にリファーされ、疾患の治療開始に結びつけられている。南部4県の合計で6,463件の家庭訪問が実施され、1,113件が医療機関へリファーされ、780件の受診が確認されている(事例があるのみでなく、数値で示せるデータを事業が蓄積していることも好事例)。したがって、ヘルス・エドゥケーターはRH/FPだけではなく、プライマリ・ヘルス・ケアの観点からも地域住民の健康に大きく貢献してい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (母子保健案件で)当初予定していた経済的バリアの低減のための「貧困者対策基金」再活性化支援を取りやめ、相手国政府による「第三者支払いシステム」導入支援に方向転換したが、システム導入後に都市部に限って妊産婦死亡削減が確認できた、との評価結果。農村部貧困層の金銭的負担軽減にシステムが寄与していなかった可能性が示唆される。 ・ (RF/FP 案件で)コミュニティ内の複数部族間で協力体制が整わなかったために、男性のRH/FP啓発活動への巻き込みが計画どおりにいかなかった地域がある。

	<ul style="list-style-type: none"> る。 ・ (RF/FP 案件で) 村落ヘルスセンターは人材不足で事実上機能していなかったが、ヘルス・エドゥケーターが村落ヘルスセンターで働き始めた後は、住民は最寄りの村落ヘルスセンターで RH/FP サービスをいつでも受けることができるようになり、また提供される保健医療サービスの種類も増えている。 ・ (RF/FP 案件で) 事業の働きかけによって、保健省はヘルス・エドゥケーターに対して保健省職員として「看護助手」の肩書を与えた。 	
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業で女性も容易に参加できるような活動（住居の改善、組織化の研修等）を実施したため、女性が以前と比較して、農業活動に参加するようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作物倉庫を近隣住民で農業組合を作り共同で使用する意図で設置したが、倉庫の近隣住民が個人的に利用しており、裨益が近隣住民のみに限られている。
運輸交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画段階から公共交通機関としてメトロシステムの安全性と包摂性が追求されている（女性専用車両の導入、バリアフリー設計、車両を清潔に保つためのゴミ対策、入口でのセキュリティチェックなど）。 ・ (Australia) 道路建設やメンテナンスに交通安全（工事中と使用開始後の）や薬物、アルコール、HIV/AIDS の啓発コンポネントを同時に入れることとしている。 ・ (Australia) 2009 年に交通セクターのジェンダー戦略を策定。この戦略では、交通セクターでの女性の雇用を増やし、道路のメンテナンスを委託することで、女性が賃金を得られるようにすることを目指している。 ・ (Australia) 道路のライフサイクルメンテナンス体制の便益を計算し、地元の小規模な請負業者に持続的なメンテナンス工事請負機会を提供することで、政府の財務的にも便益があり、地元コミュニティの雇用創出、賃金収入にもなる、という取組を事業内で提案している。 	
自然環境 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ (流域管理案件で) サブプロジェクトを実施する区住民フォーラムには女性、先住/少数民族、職業カーストの人々が含まれ、生計向上グループは全員女性であり先住/少数民族、職業カーストの人々も含めることとなっていた。 ・ (流域管理案件で) 行政関係者、技術者、モチベーターのジェンダー、社会的包摂、紛争軽減に関する認識を深めるため、「ジェンダー及び社会的包摂及び紛争に配慮した開発研修」を実施した。 ・ (流域管理案件で) 地方議会選挙が 12 年間行われていないことから、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (森林開発案件で) 代替所得獲得手段として林産物からの収入を指標としているが、対象村落におけるヒアリングでは林産物収入は、世帯収入の副次的な位置づけにとどまり、大きなシェアを占めてはいないことを聴取している。単に指標としての妥当性ではなく、林産物生産支援という実施手段が妥当でなかった可能性がある。 ・ (森林開発案件で) 生計向上活動は C/P の所掌を超える分野であり職員は生計向上活動の支援する技術的なノウハ

	<p>区調整委員会は、暫定的ながら、住民が参加し、自分たちの課題やニーズを協議し、その声を反映するものとして唯一の機会であり、そこに女性、先住/少数民族、職業カーストのメンバーも含めることとしていたことは、それらの人々の意見を行政に反映させる機会となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (流域管理案件で)畜産や集団農業などの多くの生計向上グループ活動が事業完了以降、大部分の本事業対象郡及びいくつかの対象外郡において継続して行われている。これらの活動において、グループ基金が設立され、低金利にて貧困層あるいは社会的に孤立した女性にとって利用可能となった。 ・ (流域管理案件で)住民組織が自分たちのニーズをとりまとめ、行政に実施を掛け合う、資金提供を引き出す、等のケースがあり、自分たちの地域のニーズに基づき行政に働きかけるという意識と能力が醸成されている。 	<p>ウも十分に有しておらず、本来業務である森林管理活動にも支障を来すこととなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (水環境保全案件で)事業内では、学校における環境教育が内容に含まれていたが、そのための教材が教員にしか配布されず、直接子どもに配布されていないにもかかわらず、事業内で実施したのは中学校教師のトレーナー研修までであり、実際の環境教育が計画されていなかった。
エネルギー (電力)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動により海面上昇の影響を最も受けやすいため (そしてその負の影響は相対的に不利な立場にある人々が受けやすいため)、ディーゼル発電への依存度を減少させ、温室効果ガスを削減するため、クリーンエネルギーで電力供給を増加させる手法をとることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困地域では電力の意義が理解されておらず、そのため電力を必要とする技術や道具の利用率が低く、電力を供給するだけでは電気を活かすことができない場合がある。電力から貧困層が裨益するためには、並行して啓発活動が必要とされる場合がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案者の災害管理時のジェンダー配慮とともに、「ジェンダーと災害」に関するさらなる研究に影響を与えた。(事業内でジェンダーについてどのような方針や活動があったのか、報告書からは不明)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの C/P は研究者が多く、研究のための研究を実施することに重点を置いてしまい、成果の社会還元が二の次になってしまったグループがあった。C/P に行政側の人員が増えることで社会還元に寄与できたのではないか。
緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ (Canada) 最も経済的に脆弱な人々を対象とするために、生活に大きな影響を受けた農民や漁業関係者、女性などを対象にした。 ・ (Canada) ジェンダーは、復興プログラムの横断的テーマとして組み込まれており、特定のトレーニングモジュールが利用された。 ・ (Canada) 現在の災害からの生活再建だけでなく、将来の災害時にいかに生計手段を保持するかも視野に入れて支援していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (Canada) 被災した人々がビジネストレーニングや小規模資金支援等の事業の恩恵を受けられたのは被災の3年後から5年後で、すぐに生活再建をする必要がある人々にとって遅すぎた。

包摂性・公平性に関連する事業実施上の方策の欠落

過去案件レビューの結果、誰かを取り残してしまうリスクを回避するための方策自体が行われていない事例もあった。どのような状況では取り残してしまうリスクを回避するための方策を検討する必要があるのか、報告書から得た気づきを紹介する。

全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困地域であるという理由で選定された対象地域内で、相対的に誰が取り残される可能性があるかの検討が行われていない。あるいは案件が「社会的弱者のための…」となっているが、「社会的弱者」が誰を指すかが明確になっていない。 ・ 「社会的弱者」として、1つの事業内で先住民、難民、国内避難民、障害者、女性等複数のグループが認識されているが、それぞれのグループ特有のニーズ、社会的弱者とされてしまっている要因等が検討されていない。 ・ モデルの構築がプロ目になっている場合、その前段階のアウトカムとその指標も直接的に裨益者に着目したものがないため、構築されたモデルで実際にサービスを受けている裨益者の数や、その満足度について不明となっている。 ・ モデル農家からの普及、モデル教師からの普及、ピアエドゥケーターからの普及、村のリーダーからの波及、等の方法を採用している場合、波及効果を得られない可能性のあるグループ（例えば、少数民族・先住民族・人種/宗教/言語/政治的/性的マイノリティ、女性世帯主世帯等）がいないか検討し、そうしたグループも裨益するための方策をとる必要がある。 ・ 何らかの研修が含まれる案件の場合、治安上の問題がある地域・遠隔地域の人々、マイノリティ、障害者、女性が参加するための実施上の工夫が必要となる。 ・ 何らかの情報共有・伝播、意識啓発、教材等の配布等が含まれる案件の場合、治安上の問題がある地域、遠隔地域にまで確実に届けられるための伝達方法、配布方法の工夫が必要となる。ネットへのアクセスのない人にも対応した各種方法を組み合わせて行う必要がある。 ・ 何らかの情報共有・伝播、意識啓発、教材・資料等の配布等が含まれる案件の場合、少数派の言語や障害者にも対応した各種媒体を組み合わせて行う必要がある。 ・ 住民参加型案件（教育、資源管理等）で、地域の中でも特に貧困な状態にある家庭は労働提供や運営の住民負担に参加することが難しいことも考えられる。そうした家庭のメンバーも負い目なく、取り残されることなく学校や資源へのアクセスを確保するために、住民一律同等な負担の方が良いのか、あるいはできる人ができることをするといった方法が適しているのか、各ケースの文脈で検討することが必要となる。 ・ 住民参加型案件（教育、資源管理等）で、住民の参加が求められる活動について、住民の繁忙期や生計手段、季節環境を十分に考慮した上で持続的に実施可能な計画とし、活動が住民の生計活動の妨げとなったり、女性や子どもにしわ寄せが行くことがないように計画する必要がある。
社会 保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健医療案件で、特にリーチが難しい一人暮らしの高齢者、要支援高齢者や障害者がサービスを利用するための方策を具体的に検討し、自分自身や家族の協力で施設やサービスにアクセスできない障害者・高齢者、地理的にアクセス困難である地域等がないよう方策をとる必要がある。 ・ 貧困地域ではリハビリテーション人材の十分な確保が困難であったり、広大な農村地域では移動に長時間を要するため人材不足に陥ったりする可能性がある。こうした環境では高齢者・障害者は事業の恩恵を受けにくくなるため、貧困・農村地域でのリハビリ人材確保のための工夫をする必要がある。 ・ 子どもの地雷被災者に対する方策が取られていないことがある。子どものリハビリテーションは大人と異なり、発達を視野に入れて行わなければならないため、大人とは別の取組が必要となる。

平和構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰還民支援案件で、不利な立場になりやすい部族や帰還民、受入住民が取り残されない重要性は認識されていたが、事業から裨益するための具体的方策が明確でない。 ・ 民族融和案件で、サブプロジェクトの選定、助成金供与、モニタリングを担当する行政職員に民族的な偏りがないよう考慮しなければ、誰かを取り残したり不和の原因となる可能性がある。 ・ 民族融和案件で、行政による情報普及が全ての民族に共有されるよう検討され、使用言語や媒体、方法の工夫等の方策がなされていない。
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内で開発する教師用指導書の内容がジェンダー平等、障害者包摂に資するものとなるよう考慮しないと、女性教員が教えにくかったり、無意識に差別につながる価値観が教育に持ち込まれる可能性がある。 ・ 高等教育案件で、貧困層からも入学が可能となる奨学制度、女性も工学研究に参加を促す工夫、一定の割合の障害者受入制度等の検討や実施があっただけだが、その形跡が読み取れない。例えば、願書提出の段階でオンラインのみ、視覚障害に対応していないウェブ等では、包摂性の観点から課題がある。
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健案件で、農村遠隔地域や貧困層の妊産婦はレファラルシステムから取り残される可能性、物理的にアクセスできても金銭的負担から必要な医療措置（例えば、帝王切開等）を受けられない可能性が残っており、これらの人々が取り残されないための工夫が必要である。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業を通じた生計向上案件等で、農地を持っていることを裨益条件や前提とすると、土地を持たない農民は取り残されてしまうため、対策が必要である。 ・ 技術の普及にあたって、普及がなされた/なされなかった農民がどのような農民であったか確認しないと、情報にアクセスしにくい農民が取り残され、格差が広がる可能性がある。 ・ 新たな技術を導入するリスクを取れる農民とそうでない農民との格差が広がる可能性がある。
社会インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共サービス（水道、運輸交通等）の自治体能力強化案件で、公共料金の徴収や一部民営化を支援する際、貧困層が公共サービスから取り残される、あるいは新たなシステムによって負の影響を受けることの無いよう、注意が必要である。 ・ 設置は事業で行い、維持管理は各自治体の管轄とする場合、貧困地域ほど財政的・体制的・技術的に維持管理ができない可能性が高くなる。貧困地域での裨益の持続性を高めるためには、他地域プラスアルファの取組が必要となる。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村電化案件で、経済発展の遅れが予想される小規模な地方には、適した電圧グリッドの導入を検討する必要がある可能性がある。使用できないインフラを提供してしまい、事業の便益を発生させることができないということにならないよう注意する必要がある。 ・ 農村電化案件で、接続費用設定が高すぎると、貧困層の接続率が低くなるため、貧困層への接続費用を軽減する策を十分に検討する必要がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育を活動に含む案件で、地域の防災マップ作成や防災教材作成、情報提供の際、情報を得にくかったり逃げ遅れたりする可能性が高いグループ（障害者、高齢者、言語的マイノリティ、子ども等）が情報を得られるよう、逃げ遅れることのないよう、その内容や情報提供の方法に工夫が必要である。
緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計手段への支援をする際、障害があり自らは働けない人が取り残された可能性がある。 ・ 避難所等で女性、子ども、マイノリティ（民族・言語・宗教・性的）が安全・安心な状態であるための方策が必要である。

公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された 成果を測定する際の調査方法

1. 異なる受益者間の成果の分配に着目するための Data Disaggregation

1.1. Data Disaggregation とは？

一般に定量データを用いて社会の状態・状況の把握をする場合、関心を寄せる単位に応じてデータを集計 (Data Aggregation) することが試みられる。例えば、一国の成人の教育水準 (教育達成年数) を把握するために、個々人から集められた教育水準に関するデータを然るべき方法で集計し、国の平均成人教育年数を算出するといったことが行われる。このようにある単位に注目し、その個々の構成要素が持つ値を縮約することで得られるデータを集計データと呼ぶ。またそのデータを得るための一連の行為をデータ集計と呼ぶ。

一方で、通常ある一定レベルで集計されている情報を下位のレベルで細分集計することをデータの分解・細分化 (Data Disaggregation) と呼ぶ。先の教育水準の例で言えば、国レベルでひと括りにして集計されていたものに対して、男性・女性といった性別や地域毎の平均教育年数を求めることをいう。Disaggregate されたデータも結局はある単位で集計されたものであり、その意味では集計データの性質を有している¹。

ところで、分解・細分化という言葉には、大きなものから小さなものへという方向性が読み取れる。これは、「平均成人教育年数は国単位で集計する」といったような一般的に普及している集計単位/集計データがあり、それに対し集計の粗さに不都合を感じ、その構成要素である下位レベルの情報を求めて集計単位を下げる必要性が認識されたという経緯が背後にあるためであろう²。しかし、Data Disaggregation という時の事の本質は、すべてのデータを一括して集計してしまうのではなく、関心を寄せる集計単位を見据えて適切なデータの縮約を行うという点にあり、集計単位の方法性は重要ではないといえるだろう。

1.2. LNOB の視点を反映させた事業評価における Data Disaggregation の重要性

LNOB の視点を事業評価、特に事後評価に取り入れるとは、「事業の受益者として想定されているにもかかわらず、事業の恩恵を十分に得ることができない、あるいは事業から負の影響を受けてしまう(取り残されてしまう)ことを回避できていたかを確認する」ことを意

¹ 集計データの対置語は個票データである。Disaggregate data は必ずしも個票データではない。

² 事実、Data Disaggregation という用語は SDGs 指標にまつわる議論として頻繁に使われてきたものである。そこでは Leave No One Behind という概念を根幹に据える SDGs は、その目標達成度や日々のモニタリングを行っていく上で、一国のような高次レベルで集計された情報では不十分であり、もっと細分化された集計単位が不可欠であるという議論が展開されてきた。つまり SDGs 指標を下位レベルに分解する必要があるという議論である。一方で、データは目的に応じて必要な単位で集計をする (≠分解する) ということはあらゆる分野で日常的に意識されてきていることであり、そこでは分解するという問題意識が背後にはないため、Disaggregation という言葉は一般に用いられていない。

味する³。この視点は JICA の事業評価が拠り所とする DAC 評価 6 項目の全てにおいて持ち込まれるものであるが、特に 定量データを用いて有効性を判断する際には Data Disaggregation の考え方が重要となる。事後評価レファレンスにおいては有効性の判断について、「受益者間において達成度や結果に違いがあるか否かについて留意」する旨が記載されている。LNOB の視点を組み入れれば、このことは事業成果から取り残されてしまうリスクが高いと考えられた集団（公平な社会参加を阻害されている人々）にはどのようなアウトカムが発生しているのか、その大きさはその他の受益者と比べて違いがあるのかといったことを検証することを意味する。公平な社会参加を阻害されている人々のアウトカム状況を仔細に把握するためには、受益者全体で集計されたデータでは不十分であり、公平な社会参加を阻害されている人々を単位とした集計データ (Disaggregate data) が不可欠となる。

このことを仮想データを用いて確認をしておく。1000 人の受益者からなる社会を考えてみる。この内の 10%、すなわち 100 人が事業成果から取り残されてしまうリスクが高い人々だと考えられている。この 1000 人に対して所得向上を狙ったプロジェクトが実施されたとする（図 1 参照。図中ではこの 100 人を「高リスク集団」と表記してある）。

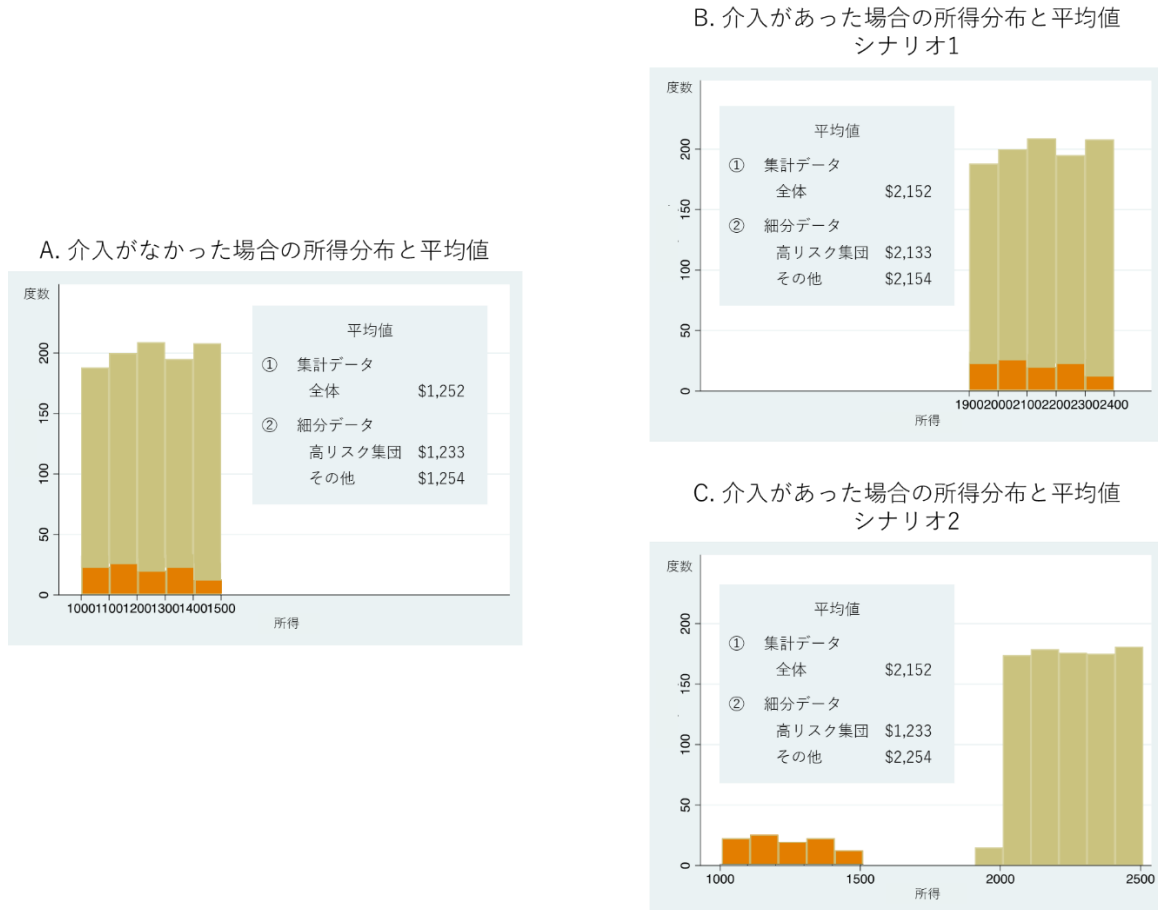
プロジェクトが行われた結果、この 1000 人の平均所得が 2152 ドルになったとする。この時、プロジェクトがもし行われていなかったとしたら 1000 人の平均所得は 1252 ドル（反事実的状况における平均アウトカム水準の値）であったと考えられるなら、プロジェクトがもたらした介入効果は 900 ドルの所得増ということになる。

このような受益者全員を一括にした集計データを扱っていると、高リスクと考えられた 100 人に対してどのような事業効果があったのかを知る術はない。プロジェクトがもたらした平均介入効果が 900 ドルであることは分かっても、その意味するところを見極めることができない。図 1A に示した介入がなかった場合のアウトカムに対して平均介入効果が 900 ドル生じたということの実態には、図 1B のように 1000 人全員に 900 ドル増という変化もありうる。他方で、図 1C のように高リスク以外の人々 900 人にのみ 1000 ドル増の効果が見られた一方で、公平な社会参加を阻害されている人々には全く事業効果が発現していないという可能性もある。もしデータを公平な社会参加を阻害されている人々とそれ以外で集計することができれば（データの細分集計ができれば）、図 1B のケースでは、公平な社会参加を阻害されている人々に対する介入効果は 900 ドル（\$2,133 - \$1,233）、その他の人々に対する介入効果も 900 ドル（\$2,154 - \$1,254）であることが分かり、全ての受益者が取り残されることなくプロジェクトの恩恵を得たと判断することが出来る。図 1C のケースでは、それぞれの集団に対する介入効果は 0 ドル（\$1,233 - \$1,233）、1000 ドル（\$2,254 - \$1,254）と把握され、社会全体としては平均値でみたアウトカム水準は向上したが、その後で公平な社会参加を阻害されている人々にはプロジェクトの効果が十分に発現しなかつ

³ 事業計画時のターゲットングから漏れてしまっているといった着眼点も認識はされている。

たことに気づくことができる。

図 1 データの細分化と有効性判断



1.3. データの細分集計に必要となる情報

データの集計（下位レベルへの分解）は、集計の元になるデータと集計単位を示すデータがなくては実行できない。例えば前述の教育年数であれば、究極的には学校統計や個々人へのインタビュー調査などから、ひとりひとりの教育年数に関する情報（集計の元になるデータ）が集められ、それらを性別、地域（集計単位を示すデータ）といったような観点から縮約していくことになる（図2）⁴。

⁴ ある集団の集計値（平均値などの代表値）を、その構成要素から直接積み上げていく方法以外に、統計モデルを用いてさまざまな情報から間接的に推定していく方法もある。ここでは前者を念頭にした記述を行っている。

図2 Data Disaggregation で必要になる情報

ID	教育年数	性別	居住地域
1	6	男性	A県
2	10	女性	G県
⋮	⋮	⋮	⋮

集計対象となる元データ (教育年数, 性別, 居住地域)
 集計単位を示すデータ (変数) (ID)

事後評価において細分集計したデータを用いるためには、このような材料となる情報をどのようなソースから入手可能だろうか。事後評価は限られた時間と予算の中で評価を終える必要があることから、多くの場合は先方政府やカウンターパート (C/P) が有している行政データ (Administrative data) の入手が試みられている。また、受益者調査として独自のアンケート調査によるデータ収集が行われることもある。ここでは既存統計 (行政データ)、及び独自調査から得られる情報について、入手可能なデータの粒度や規模から細分集計の作業工程や課題について整理する。

(ア) 行政データ

行政データ⁵は国や地域といった高次のレベルで集計されてしまっていることが一般的である。事後評価においては、時間的制約もあってか容易に依頼でき、かつ提供もされやすい既存の集計データを入手するに留まっていることが多い。しかし、集計データである以上は、その元になった情報は存在していたと考えることが自然である。行政データから細分化された集計データを獲得しようと考えた場合、以下の3つの形で情報が取れる可能性がある。

第1は、先方政府やC/Pによって既に細分集計されている統計である。組織によっては、評価者が注目している指標について、例えば男女別、年齢別、所得別、地域別、世帯構成別といったような細分集計を行った情報を保持している場合がある。公式統計書やウェブサイトには掲載されていなかったとしても、内部情報として整備されている可能性も少なくない。特に地域別の集計データは中央には全体の集計データしかないものの地域を管轄する支所などでは、その地域毎の集計データを作成していることが多い。各評価対象プロジェクトにおいてLNOBの視点として特定されている公平な社会参加を阻害されている人々を

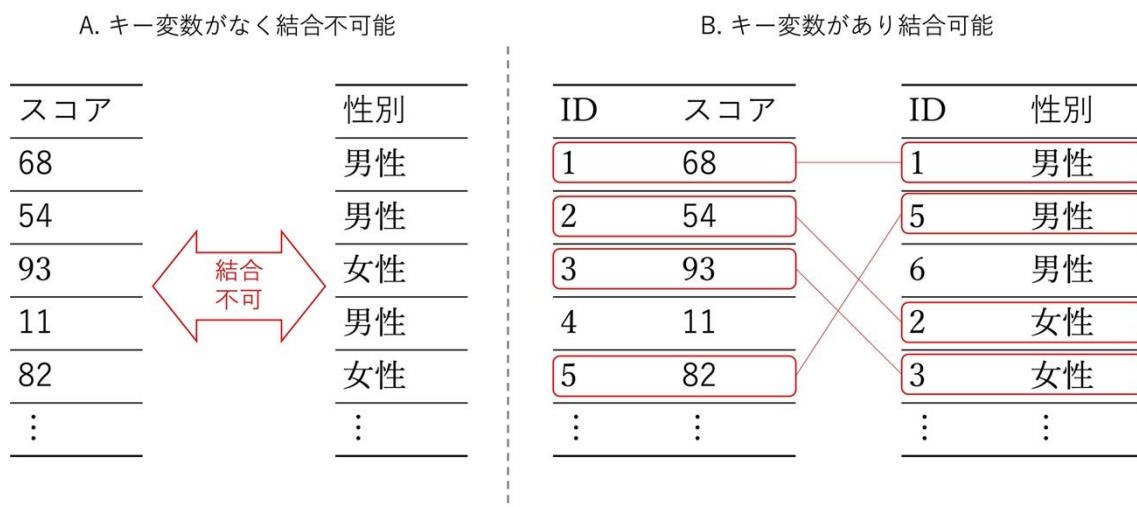
⁵ なお、プロジェクトのモニタリングデータや業務実施上意図せずとも蓄積されていく情報も、評価者が行う調査ではないという点で行政データと同様の性質を備えている。例えば、職業訓練プログラムで受講申請者から申請書を受け付け、スクリーニングのための基礎学力のテストを実施したとすれば評価に用いるデータ収集という意図はなくとも、申請者の属性情報や基礎学力の程度について情報が集まることになる。また訓練終了後、就業状態 (これがアウトカム変数だとする) の報告がプログラムの一環として予定されている場合は、アウトカムも評価者が意図せざるところで収集されていくことになる。行政データと同様にこうしたデータを評価者が入手して分析に用いることが考えうる。

集計単位としている既存統計があれば、それらを労することなく評価に用いる情報として活用することができる。ただし、一般によく見られる分類は男女別、地域別、年代別程度に留まっており、評価者の関心に合致した形で細分集計されている行政データはほとんどないのが現状であろう。

第 2 は、集計に用いる変数を含んだ集計前の個票データセットである。行政としては集計したデータを作成・公表していないものの、その元データが提供されることがある。注目しているアウトカム変数のみならず、集計に用いたい変数もデータセットに含まれていれば、評価者自身がデータの集計作業を行っていくことで、興味のある対象集団毎の集計値を得ることができる。個票データの場合、観測数（サンプルサイズ）が数千から数万になることも珍しくはなく、効率よく集計するためにはデータベースや統計分析専用のソフトウェアやプログラムに関する知識が評価者には求められるが、中心作業は集計になるため比較的短時間で LNOB の視点を含んだ評価分析を行うための情報を作成することができる。

第 3 は、集計の元になる情報と集計単位を示す情報が結合されていない個票データセットである。例えば、教育分野のプロジェクトにおいて、生徒一人ひとりについてアウトカムである出席日数や卒業試験のスコアなどは一つのデータベースとして整備されている一方で、性別、民族や所得水準など公平な社会参加を阻害されている人々を識別するような属性情報は別のデータベースとして管理されているといった状況である。両方のデータ提供を受けても、このままではデータの集計を行うことはできない。一人ひとりの生徒についてアウトカム変数と集計に用いる変数が把握できる形に両者のデータベースを結合する必要がある。結合のためには、それぞれのデータベースにあるどの情報が誰の情報なのかを識別できる（結合に用いるキー変数がある）ことが条件である（図 3）。このような必要な情報は全て存在するものの、即座に集計可能な形で整理されたデータセットではない場合は、評価者自身がデータセットの結合からはじまる一連の作業をこなす必要がある。これは場合によっては膨大な時間を必要とするものであり、評価者にも高い作業スキルが求められる。事後評価の時間的制約の中では、対処することが困難となることが多いであろう。

図3 データ結合の可否



以上、行政データを用いて細分化された集計データを獲得する場合に考えうる入手データと作業工程について概観した。最後にいずれの情報ソースにおいても共通する行政データを用いる際の留意点について触れておく。下位レベルでの集計を行うにあたって注目している集計単位に含まれる元データの観測数（サンプルサイズ）が十分ではない場合は、機械的に集計は行うことができるものの、得られた集計値（平均値や割合などの代表値）は非常に大きな誤差を持つことになる。一部の行政統計はセンサスないしは、センサスに限りなく近い大規模調査から作成させていることもあり、細分集計を行いうる十分なサンプルサイズとなっていることが期待できるものも少なくない。一方で、行政統計がサンプル調査に基づいており、サンプリングを比例配分で行っている場合、注目している公平な社会参加を阻害されている人々がサンプルにほとんど含まれていないといった事態が生じうる。社会的役者はマイノリティであることも多いため、そもそも母集団にしめる割合が小さい。そのような場合は、サンプル調査の結果を用いてデータの細分集計を行うこと自体に無理がある⁶。

(イ) 独自調査による収集データ

行政データ以外に事後評価者が用いるデータソースとして、受益者調査等によって収集する独自データがある。独自調査は評価者自身が調査設計から行う必要があるが、一旦調査を終えてしまえば、手元にあるデータの形態としては上記の「集計に用いる変数を含んだ集計前の個票データセット」と同じになる。

行政データはアウトカムに関する情報が存在するものの、細分集計に用いる変数が欠けてしまっていて、たとえ個票データを入手できたとしても目的が叶わない事が多い。この点で、独自調査には自ら必要としている情報を計画的に入手できるという圧倒的な強みがあ

⁶ このような問題を克服するために Small Area Estimation という方法論が開発されている。

る。他方で、行政データの留意点のところでも触れたサンプルサイズが独自調査の場合は課題となろう。相対規模の小さい公平な社会参加を阻害されている人々に注目をした集計・分析を行うことが念頭に置かれていれば、それら集団の母集団における構成比率に対して過剰にサンプリング（これをオーバーサンプリングと呼ぶ）をすることで必要サンプルサイズを確保するという工夫を講ずることができる。しかしこれは、大規模な調査ができるという前提の下でのことである。現行の受益者調査においては 100 程度が標準的なサンプルサイズである。この時、公平な社会参加を阻害されている人々は社会に 1%程度しかいないということで、オーバーサンプリングをして 100 名中 10 名を公平な社会参加を阻害されている人々に割り当てたとしても、たかだかサンプルサイズ 10 名から得られる情報では、あまりに誤差が大きすぎて社会の状況を適切に推し量ることはできない。細分集計を意図して行う独自調査は相当な規模でない限り意味をなさないが、そのような規模の調査を限られた時間と資金的制約の中で行うことは現実的ではないかもしれない⁷。

1.4. 細分集計のグッドプラクティス

前節で示したようなデータソースを用いて、プロジェクトの事後評価という文脈において注目をしている公平な社会参加を阻害されている人々についてデータの細分集計を行っているグッドプラクティスとみなせるような事例は発見することができなかった。ここでグッドプラクティスとは、①事後評価においてプロジェクトが特定していた公平な社会参加を阻害されている人々を認識しており、②通常の JICA の事後評価の規模感・作業量でできる細分集計を伴う調査／分析を行っているものを念頭に置いている。細分集計を行っていても、その分類が LNOB という関心から行われているものではなかったり（そもそもプロジェクトの中で公平な社会参加を阻害されている人々が特定されていないというものも含む）、事後評価の範疇を超える大規模な独自調査が行われているものが大半である。

そこで本節では、事後評価における意義やフィージビリティは度外視し、データの細分集計を行っている事例を前節で示した利用可能情報ソースの分類に沿って紹介する。

(ア) 既存の細分集計済み行政統計を用いていた例：「ベナン第 4 次小学校建設計画」

既存の細分集計済み行政統計を入手してアウトカムを把握している例として、JICA の無償資金協力である「ベナン第 4 次小学校建設計画」の事後評価報告書を取り上げる。本無償資金協力事業では、明示的に公平な社会参加を阻害されている人々の特定化はされていない。しかし、計画時に想定されていた事業効果として事後評価報告書に以下のとおり女子児

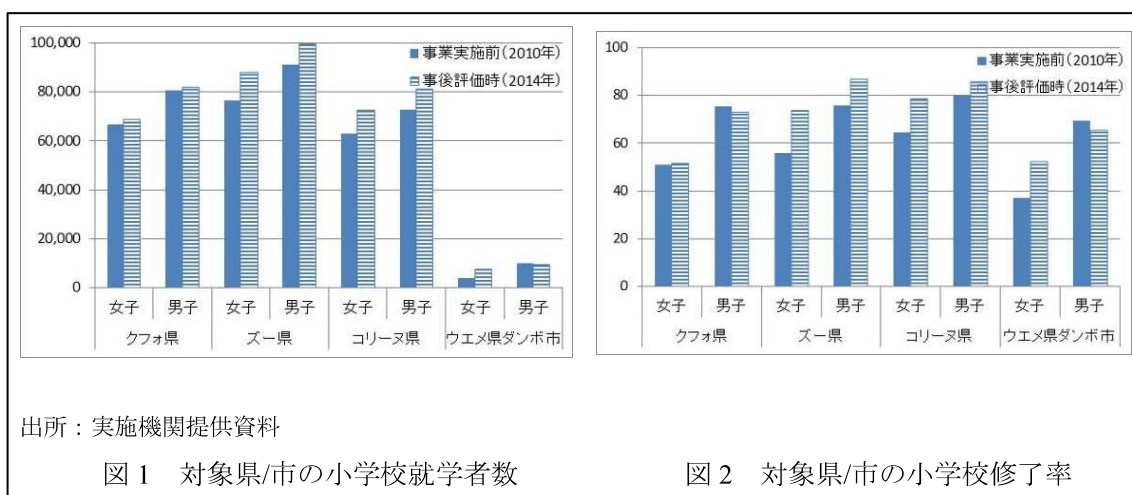
⁷ 例外は事後評価に組み込んで行われる厳密なインパクト評価である。インパクト評価では緻密な検出力分析に基づいて調査設計が行われ、サンプルサイズは多くの場合数千に達する。必ずしも細分集計に最適化されたサンプルサイズ設計がされるわけではないが、通常の事後評価で用いるサンプルサイズよりも相対的にかなり大規模となるため、細分集計の精度も格段に高まる。

童への言及がある⁸。

教室や便所の建設により、小学校の衛生環境が改善されることで、女子児童の就学者数の増加が期待できる。また、簡易校舎の修繕に係る両親や住民の金銭・非金銭的(労力)負担の軽減により、経済的な余裕が生まれることで、女子児童の就学継続の阻害要因の一因であった家庭労働が緩和され、女子児童の就学継続率の向上も期待できる。

こうした事業効果の発現状況を事後評価において判断するためには、就学者数や就学継続率を男女一括して把握するのではなく、集計単位を一段下げ、性別毎に確認していく必要がある。この事後評価においては、実施機関に男女別の集計データの提供を依頼することで細分集計された統計を入手し、女子児童のアウトカム水準の把握を行っている点が特筆できる(図4)。

図4 男女別細分集計の例



(イ) 細分集計が可能な変数を含む個票データセット：ネパール生活水準調査

評価を目的としたものではないが、既存の個票データセットを用いて公平な社会参加を阻害されている人々の状況を他の人々との対比によって把握している事例として JICA 研究所が行ったネパールの生活水準調査 (Nepal Living Standard Survey : NLSS) の分析を紹介する⁹。NLSS は国民の生活水準を把握することを目的に収集された全国を代表するサンプル世帯からなるデータセットである。本調査ではランダムサンプリングされた 5988 世帯より所得から子どもの栄養状態に至るまでの広範な情報を収集している。調査項目の一つに家長の障害に関するものが含まれており、サンプルを家長の障害の有無によって分類し、諸々の世帯情報を細分集計することができる。データセットとともに公開されている報告

⁸ https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_0711300_4_f.pdf

⁹ https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/workingpaper/jrft3q0000000xff-att/jica_ri_wp_no.77_2014_2.pdf

書では、障害による細分集計は行われておらず、分析者が個票データを取り寄せることで独自の細分集計を行った例となる。

個票データを用いた細分集計の一例を示す。全サンプル世帯のうち分析に用いる事ができた世帯は 4840 となっている。そのうち家長が障害を持っている世帯は 157 世帯、その他世帯は 4683 世帯であった。障害者世帯、その他世帯それぞれについて算出した FGT 貧困指標は、障害者世帯では 28.6% (95%信頼区間は 20.8%-36.3%) である一方、その他世帯では 26.6% (同、25.1%-28.0%) となっている。

全体のサンプルサイズは 4840 世帯と比較的大きいものの、家長が障害者の世帯に注目すると該当世帯は僅か 157 世帯となる。このサブサンプルに対して機械的に FGT 貧困指標の値を算出することができるが、95%信頼区間には約 15%ポイントの幅がある。4683 世帯からなるその他世帯では 95%信頼区間の幅が約 3%ポイントであることから、小さいサンプルサイズで集計を行った場合には推定精度は低くなるが見て取れる。

プロジェクトの評価を行う場合にもこのような既存の個票データを入手し、自ら細分集計を行うことで公平な社会参加を阻害されている人々のアウトカム水準を把握することが出来る。データセットの中に注目している集団を特定する変数が含まれているため、細分集計自体はデータセットを集団毎に切り分け、そのサブ集団毎に目的とする変数の集計・算出（この例では FGT 貧困指標）を求めるだけで済む。

(ウ) 細分集計に用いる変数が結合されていない個票データセット一式：仮想事例

先の例では、一つの既存データセットの中にアウトカム変数と細分集計を行う変数が存在していた。しかし両変数が別々のデータセットとして管理されており、一足飛びにアウトカムの細分集計を行えない状況も少なくない。

例えば、上記の例で用いた LNSS に家長の障害に関する情報が含まれていなかったとする。他方で、全国の障害者団体が障害を負った家長がいる世帯のデータベースを管理していたとする。この場合、両方のデータセットを入手しただけではアウトカムの細分集計は行えない。評価者はまず、両者のデータセットの結合を行わなくては行けない。もし、NLSS、障害者データベースの双方に個人を識別できるマイナンバーのような情報が含まれていれば、その情報をキー変数として二つのデータセットを結合し、家長の障害に関する情報が追加された NLSS を手にすることができる。こうしたデータセットを準備した上で、上記のような障害者世帯、その他世帯それぞれについて FGT 貧困指標を算出する。ただし、たとえ両データセットを入手できたとしても、両者を結合するための情報が一方でも欠けていたら細分集計を行うことはできない。

データセットの結合作業は一般に多大な労力を要することが多いが、容易に実行可能な場合には事後評価においても有力なオプションになりうる。

(エ) 独自調査：ムスリムミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業

既存データではなく独自調査によって収集したデータセットを用いて細分集計をした例として JICA の円借款事業である「ムスリムミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」の事後評価報告書を取り上げる。この評価では有効性・インパクト、すなわち介入効果を検証するにあたって独自の大規模調査を伴う厳密なインパクト評価を実施している。本事業では、事業の一環として行われた基本的な社会経済インフラの建設や再生のためのコミュニティ向け資金援助（Community Development Assistance）が世帯にもたらした効果について検証を行っている。

データ収集は 1500 世帯（介入村、及び周到な検討を踏まえて設定された非介入村双方から 735 世帯ずつ）を対象に家計調査を行っている。調査項目に家長の教育年数を含め、分析にあたっては教育年数が低い世帯をサブグループとする細分集計がなされている。教育年数が低い家計として特定された世帯は介入村では 483、非介入村では 537 世帯であり、これら世帯に対して消費、収入、交通、教育、水と衛生、健康、コミュニティ活動、治安、信頼といった領域の広範なアウトカム指標を集計し比較を行っている。

独自調査を用いる場合は、データ収集の設計から分析に至るまでの一連の工程を評価者が全て担うことになるため、細分集計を見据えた理想的なデータセットをゼロから構築することができる。本事例では、教育年数が低い家計は比較的大きなサンプルサイズとなっており、集計値の推定誤差もさほど大きくなっていないことが予想される（報告書には推定誤差が表示されていないため、正確な判断をすることはできない）。介入村と非介入村で教育年数が低い家計数に違いがあることから、事前に枠を設けて教育年数が低い家計を一定数サンプリングするという事は行われていないと思われる。おそらく全サンプルのうち教育年数が低い家計が相当割合を占めることが事前に想定できていたために、結果的に得られたサンプルの中から教育年数が低い家計を事後的に特定し、細分集計を行うという選択をしていたのであろう。先のネパールの NLSS のようにランダムサンプリングを用いると注目している集団のサンプルサイズが小さくなる場合には、独自調査であればオーバーサンプリングをするといった形で理想的なデータセットを構築することも選択肢としてありうる（本事例ではその必要性はなかったということである）。

1.5. 事後評価レファレンスへの合意

前述(脚注 2)のとおり、国際社会における Data Disaggregation への関心の高まりは Leave No One Behind を標榜する SDGs に設定された指標それ自体が、誰ひとり取り残していないかを把握するのに不十分な高次の集計データになっているという問題提起がなされたことにある。その後、SDGs 指標検討に関する専門家グループ（Inter-agency and Expert Group on SDG Indicators）で、SDGs 指標の大部分が現状では細分集計することができないことが明らかにされた。それを受けて、現在国際社会は細分集計を可能とするためのデータイン

フラ整備に邁進している状況である。

JICA プロジェクトにおいても、運用効果指標では SDGs 指標が意識されている。そのことはつまり、JICA が想定するようなアウトカム指標の大半も細分集計することが現状では困難であることを意味する。したがって理想的な細分集計によって JICA プロジェクトが LNOB を実現できているかを事後評価において確認するためには、独自調査によってデータを収集する事が望まれる。しかしながら、定量分析として意味のある精度で細分集計を行うには、かなりの規模（サンプルサイズ）の調査を行う必要がある。現状の 100 名程度のサンプルサイズで行っている受益者調査では細分集計を織り込んだ分析は実質的に不可能である。細分集計によって介入効果の異質性を確認することを志向するのであれば、国際社会によるデータインフラ整備が進展するのを待つか、JICA が独自に行う調査規模を拡大するしかない。本作業では、この点が確認できた。

このような冷静な現状認識をもちつつも、現在の事後評価の実施規模・業務量の中では、既存の細分集計済み行政統計、及び細分集計が可能な変数を含む個票データセットの活用が現実的に取りうる選択肢となってくると思われる。上記のとおり、LNOB の観点から都合の良い既存行政データは必ずしも多くはないが、以前に比べてセンサスや大規模調査個票公開は増加傾向にある。事後評価においてデータ提供を依頼する際には、はじめから高次の集計データを取りに行くのではなく、細分集計の可能性を最大限探ってみることは無駄なことではない。事後評価において個票データを入手し、自ら細分集計を行うことは一見すると高度なデータ処理能力が必要となる印象を与えるが、データセットの中に必要な情報がすべて含まれている場合は、比較的単純な作業で結果を得ることができる。

他方で、効果の異質性を確認する方法自体は定量分析に限ったものではない。定量データを用いた分析は、データ量（サンプルサイズ）が重要な鍵を握っており、少ないサンプルサイズでは技術的に対応することのできない限界がある。しかし定性的に少数のインフォーマントから詳細な情報を聞き出すことによって、大規模なデータを用いた定量分析ほど決定的な結論を得ることはできないかもしれないが、効果の異質性を確認していくことはできる。有効性の判断のためのアプローチとして Data Disaggregation を前提としてしまうと、評価の可能性を不当に狭めてしまうことになる。事後評価の規模感・作業量を考えると、行政データを最大限活用することに加えて、少数のインフォーマントから得られる定性情報に基づく検証も検討することがより望ましいのではないだろうか。

2. JICA 事後評価における LNOB の視点を組み入れた有効性の調査方法

LNOB の視点を組み入れた有効性の評価設問として、以下の 2 つを想定している。

- **【異質性の確認】** 公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に対して達成された成果はどの程度か（全体の平均ではなく異なる受益者間の成果の分配に着目）。
- **【固有成果の確認】** 公平な社会参加を阻まれている状態にある人々に生じた固有の

成果はどの程度か

1 点目は、成果の分配に着目するという問題意識から明らかなように、単に公平な社会参加を阻害されている人々におけるアウトカム発現状況のみに関心があるわけではなく、効果の異質性、すなわち公平な社会参加を阻害されている人々とそうでない人々との間でアウトカムに違いがあるのかという問いに答えることが期待されている。一方 2 点目は、公平な社会参加を阻害されている人々に対してのみ固有に設定されるアウトカムに関する問いのため、その他の一般的受益者との比較はそもそも不要である。いずれの評価設問であっても、公平な社会参加を阻害されている人々を単位としたアウトカム発現の把握が不可欠となる。

本別添の第 1 節で確認したように、評価対象案件において公平な社会参加を阻害されている人々として特定されたグループについての既存細分統計を入手する、ないしは既存統計から一手間かけて作成することは困難となる場面が多いことが想定される。利用可能な既存統計がない場合は、上記の評価設問に答えるために事後評価の作業過程の中で自ら一次データを収集する必要がある。ここでは、その際の課題、留意点について整理する。

2.1 代表性

課題の所在

独自のデータ収集によってアウトカムの発現状況を確認する際の注意すべき点は、関心を寄せている調査対象集団全体（母集団）を代表するような情報を得ることである¹⁰。その他大部分の受益者に効果が発現していないにもかかわらず、一部のアウトカム発現がみられた受益者の声を拾って「効果は十分に発現している」とか「受益者間で効果の異質性はない」といった判断してしまうことは評価において厳に慎まなくてはならない。

代表性を担保するための調査上の方法論は、必要十分なサイズ（数名ということではなく、一般的には中・大規模となる）のサンプルを母集団から無作為抽出（ランダムサンプリング）によって選定することである。この方法論の妥当性は収集する情報が定量であれ定性であれ揺るがない¹¹。

一方で、実際の事後評価の情報収集においては、既存統計がなく独自調査をしなくてはいけ

¹⁰ ここでは、公平な社会参加を阻害されている集団とそれ以外の集団がそれぞれ関心を寄せるふたつの母集団ということになる。

¹¹ 対象集団のアウトカム発現状況を把握するに際して、定性調査（定性的情報を収集するための調査）であれば少数の調査対象者で十分であり、かつその選定にあたってはランダムサンプリングを行う必要はないという考えを抱いているとしたら、それは誤りである。母集団の極一部から、聞き取りなどによってどんなに詳細な情報を得たとしても、その対象が特殊な傾向を有する人々であれば、入手できるのは「偏った詳細な情報」であり、それをもって対象集団のアウトカム発現状況を推し量ることは不適切となる。定性調査においてランダムサンプリングが重視されないことは確かにあるが、それは調査の目的が母集団の全体像を推し量るというものではない時に正当化されうる。

ないにもかかわらず時間的・予算的制約のため大規模な調査ができないということが少なくない。ランダムサンプリングができたとしても、サンプルサイズが小さい場合は得られた情報が全体を代表せず偏ったものになっている可能性が高くなる。ましてやランダムサンプリングができない小規模調査の場合は、情報の代表性は保証されなくなる。したがって、事後評価においては、小規模な調査から得られる情報で、いかにして対象集団のアウトカム発現状況を判断するかという点が課題となる。

なお、小規模な調査が問題となるのは、母集団が大きくサンプル調査に頼らなくてはならない状況において、実施可能な規模の調査では母集団全体の様子を推し量るために必要となるサンプルサイズを賄えないときである。逆の見方をすれば、母集団自体が全数調査出来てしまうほどに小さい場合は、時間的・予算的制約は問題とならない。全数調査を行えば良い。

LNOB の視点を組み入れた有効性の評価という文脈においては、公平な社会参加を阻害されている人々と特定された集団が全数調査できてしまうほどに小さい時が該当する。例えば、一般的な職業訓練プロジェクトにおいて、全受益者 1000 人の中で何らかの理由から公平な社会参加を阻害されている人々と特定された人が 5 名いたとする。有効性の評価では、この 5 名とその他 995 名との間で効果発現に大きな違いが生じていないかを確認することが要請される。行政統計やプロジェクトのモニタリングデータなどが利用できず独自調査を行う場合は、995 名のアウトカム発現状況についてはサンプル調査を行うことが試行されることが一般的であろう。他方で、5 名の公平な社会参加を阻害されている人々については、5 名から 1、2 名をサンプリング（比例配分をすることでこういった事が起こりうる）するといった必要はなく、5 名全員から情報を得れば良い。

対応策

上記のとおり、アウトカムの発現状況を把握する際の独自調査の課題を述べたが、これは何も公平な社会参加を阻害されている人々を対象にした時に限った話ではなく、事後評価一般におけるデータ収集上の課題である。したがって、その対応策は「外部事後評価における調査手法のレファレンス」に記載されている事項が標準的なものとなると考える。同レファレンスでは、定性情報から事業効果を判定する際にはトライアングレーションを行うことが推奨されている。また、報告書には調査で得られた情報の制約を明記し、考えられる誤りや評価判断の確証度について示すという方針が示されている。定性・定量情報問わず、小規模で必ずしも代表性を担保できないサンプルから「指標データ収集」を行うことを明示的に想定した記述ではないが、これらの考え方をここでも踏襲することが望ましい¹²。

例えば効果の異質性を確認する際のトライアングレーションについては、一案として以下のような情報を複数のインフォーマントから入手し、相互矛盾がないことを確認するこ

¹² 定量情報については、必要十分なサンプルサイズを確保すべきことが記載されている。

とが考えられる¹³。

- ① 【当事者】 公平な社会参加を阻害されている人々、及びそうでない人々からヒアリングした当自者のアウトカムの発現状況
- ② 【他の受益者】 受益者からヒアリングした他者のアウトカムの発現状況*
* 受益者である公平な社会参加を阻害されている人々（一般的な受益者）に、一般的な受益者（公平な社会参加を阻害されている人々）のアウトカム発現状況を聞くということ。
- ③ 【第三者】 受益者をよく知るステークホルダー（村長、介入のサービスデリバリーを行った人、担当行政官等々）からヒアリングした公平な社会参加を阻害されている人々、及び一般的な受益者のアウトカム発現状況

各インフォーマントが数名であっても異なる立場から同様の認識が得られるのであれば、把握した情報は母集団の極一部のみにもみられる特殊なものではなく、母集団の姿を示しているものとして一定程度確証を持つことができるであろう。

なお調査対象者は属性を考慮して層化サンプリングを行うなど、極力代表性を担保できるような選定方法をとることが望ましい。また、必ずしも有益な方法とはいえないかもしれないが、調査対象者に「自身は母集団を代表するような状況か¹⁴」を問うておくことも一案である。

このような制約を伴う方法によって把握した情報に基づいて評価判断を行う場合には、得られた情報が代表性を有していない可能性、その場合には過大・過小のどちらの方向に判断結果が偏ってしまっていると考えられるのかといった点を報告書に示しておくことが求められる。

2.2 正直な回答

課題の所在

一般に、繊細な事項を問うような調査項目については、回答者が正直に回答してくれないという問題が発生しうる。例えば、法律や社会通念に照らして不適切と考えられる行為・考えを扱う質問、性のようなプラバシーに関する質問、正直に答えることが恥ずかしいと思わせる質問などである。こうした質問に対しては、自分の本音を隠し、社会的に望ましいと考え

¹³ こうしたアプローチは「小規模で必ずしも代表性を担保できないサンプル」を扱わざるを得ない時の対処法であり、収集する情報が定量か定性かは問わないことに注意して欲しい。生活水準の向上をアウトカムとしている場合、具体的に数値として所得（定量情報）を聞くこともありうるし、生活状況を様々なエピソード（定性情報）を交えて語ってもらうこともありうる。

¹⁴ 当人のアウトカム発現状況であれば、他の公平な社会参加を阻害されている人々も自身と同じような状態を問うといったようなことである。

られる回答をしてしまうという社会的迎合バイアス (Social desirability bias) と呼ばれる問題が調査論において認識されている。

これは公平な社会参加を阻害されている人々に固有のアウトカムについて情報を収集する際には、特に顕著となると思われる。例えばプロダクティブ・ヘルスに関するプロジェクトにおいて、HIV 陽性者や LGBT が公平な社会参加を阻害されている人々として特定された場合、こうした集団が性行動に関する情報を詳らかに提供してくれると考えるのは評価者として楽観的過ぎるであろう。

前節で述べた小規模サンプルに対する対処法をとったとしても、そこから得られる情報が嘘・タテマエのものであれば、適切な評価判断を下すことはできない。そこで社会的迎合バイアスが懸念されるアウトカム指標を扱う場合には、正確な情報を得られるような対処を施す必要がある。この対処には大きく2つのアプローチが存在する。第一は、間接質問法と呼ばれる手法を用いることである。第二は、調査者 (インタビュアー) と調査対象者の関係性に細心の注意を払うことである。このうち、前者は大規模定量調査において用いることができる方法である。前節で述べたように、通常の事後評価において大規模定量調査は実施可能性が低く、間接質問法のアプローチを採用することは稀であると考えられる。そこで、ここでは簡単に間接質問法の考え方を紹介するにとどめ、2つ目のアプローチについて詳述する。

対処法① (間接質問法)

ここでは人々の本音を聞き出す調査上の手法として広く一般に用いられているランダム回答法、アイテムカウント法 (List experiment と呼ばれる) という2つを紹介する。

● ランダム回答法

アウトカムとして DV の減少を狙うプロジェクトがあったとする。過去1年に DV を行った事がある人の割合をアウトカム指標とする (少ないほうが好ましい)。この場合、直接、「過去1年に DV を行った事がありますか?」と質問したら、実際には DV をした多くの人は真実を語らず、「いいえ」と答えることが予想される。

ランダム回答法では以下のような手順を踏んだ質問をすることで、DV を行った人の割合を求める。

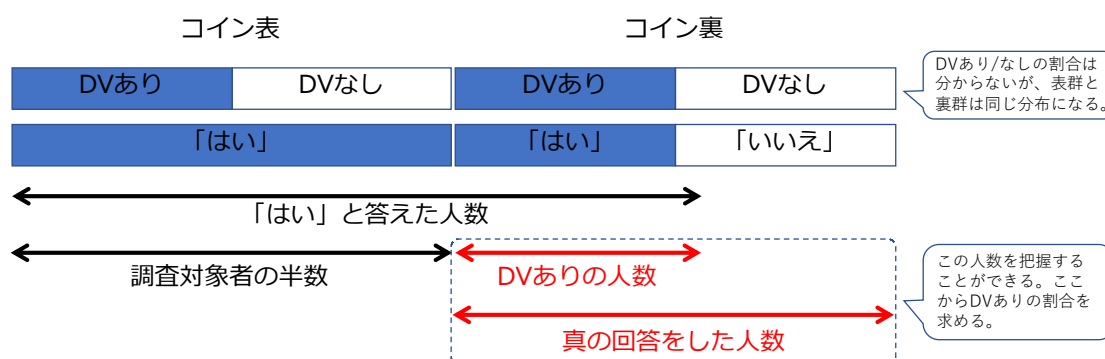
- ① インタビュアーは「過去1年に DV を行った事がありますか?」という質問をする。
- ② 回答者に回答の前にコイントスをしてもらい、表か裏かを確認させる (この時、インタビュアーには、どちらが出たかは知らせない。結果は回答者だけが知る秘密の情報である)。
- ③ 回答者は表が出ていた場合は、実際に DV を行っていないようがいまいが、「はい」と

回答する。裏が出ていた場合は、真実の回答をする。

- ④ 回答者のうち、「はい」と答えた人の人数から、全回答者数の半数を引く。その値が全体の 1/2 に占める割合が、DV を行った人の真の割合となる。

まず、このような回答方法であれば、直接的な質問を行う場合に比べて、回答者は真実を述べる可能性が高まると期待できることを確認して欲しい。インタビューアーはコイントスの結果を知らないので、「はい」という答えがコインが表だったからなのか、本当に DV を行っていたからなのか知る術はない。つまり回答者の立場に立てば、コインの裏が出たとしても安心して真実を語ることを意味する。

このような調査法を例えば 1,000 人を対象に行うと、「はい」と答えた人が 700 人、「いいえ」と答えた人が 300 人といったデータが集まることになる。上記の④が述べているのは、 $(700 - (1000/2)) / (1000/2) = 0.4$ で 40%の人が実際に DV を行っていると把握できるということである。コインの表が出る確率が 50%であることから、「はい」と答えた人のうちの 500 人はコインが表だったからと考えることができる。したがって、残りの 200 人がコインが裏となり、「はい」と回答していたということになる。つまり全体の 40%が DV を行っていたと間接的に集計データからあぶり出すことができるというものである(下図参照)¹⁵。



事後評価においては、このような手法を公平な社会参加を阻害されている人々とそうでない人々の双方で行い、両者の間にアウトカムの差があるか否かを確認することになる¹⁶。

この推定のための計算原理の鍵は、コインの表が出る確率が 50%であることから、コインによって強制的に「はい」と答えた人は全体の半分であると考えた部分である。確かにコインの表が出る確率は 50%であるが、実際に調査対象者のうちの半分がコインの表を出すことは保証されない。調査対象者が 10 名のように少数であれば、表を出す人は 1 人しかいな

¹⁵ ここではアウトカム指標は DV のあり/なしという 2 値変数を扱っているが、ランダム回答法はアウトカム指標が数量であっても適用することができる。
¹⁶ ここでは受益者集団間でアウトカム水準の比較を行っているが、より精緻には介入効果の比較を行う必要がある。つまり、公平な社会参加を阻害されている人々である受益者とその反実仮想(≒非受益者)のアウトカム水準の差分と、それ以外の受益者とその反実仮想のアウトカム水準の差分について、比較を行うということである。

いかかもしれない。この手法が適用できるのは、実際にコインを投げた人のうちおおよそ半数が表となるくらい調査対象者の数が多い時に限られる。

● アイテムカウント法

ランダム回答法と同様に、アウトカムとしてDVの減少を狙うプロジェクトを考えてみる。アイテムカウント法においても、ある質問項目に該当する人の割合を間接的にあぶり出すことになるが、この関心を寄せている質問項目のことをキー項目と呼ぶ。アイテムカウント法では、キー項目以外に、社会的迎合バイアスが生じないような当たり障りのない質問項目（非キー項目）を複数用意する。例えば「過去1年に朝食を食べなかった日がありますか？」といったような質問である。

アイテムカウント法では以下のような手順を踏んだ質問をすることで、DVを行った人の割合を求める。

- ① 事前に回答者をランダムに2つのグループ（AとB）に分ける。
- ② Aグループに割り振られた回答者にはキー項目を含む質問項目のリスト（キー項目+非キー項目3つ程度）を提示し、答えが「はい」となる項目の数を回答してもらう。他方で、Bグループに割り振られた回答者にはAグループに用いた質問項目リストからキー項目を除いたものを提示し、同様に答えが「はい」となる項目の数を回答してもらう。
- ③ Aグループの回答個数の平均値からBグループの回答工数の平均値を引く。その値がDVを行った人の真の割合となる。

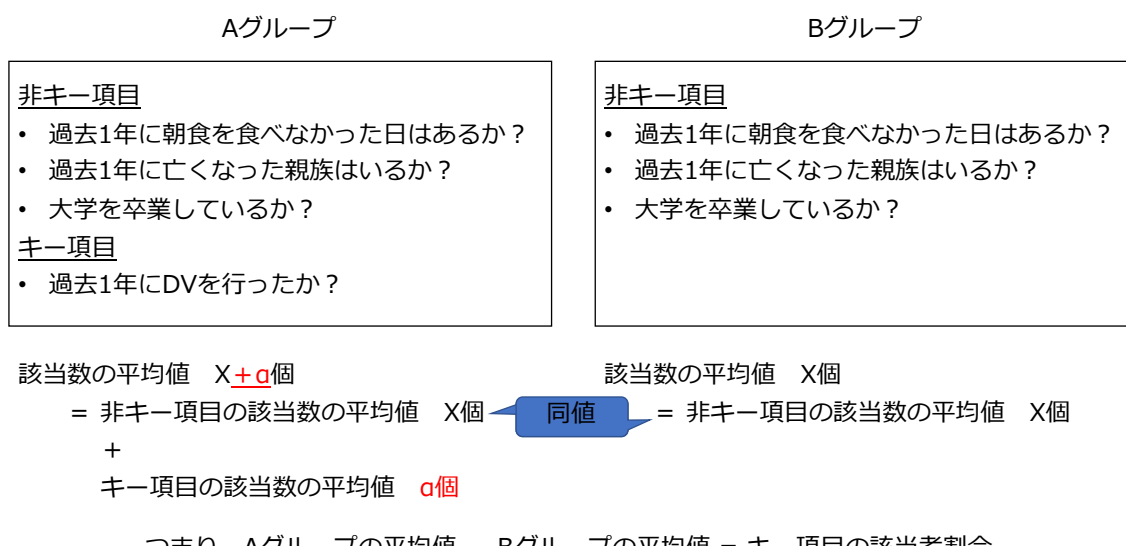
回答者は各質問項目について個別の回答ではなく、「はい」という答えになる項目の数を提示することが求められているので、答えづらい質問項目についても真の答えをカウントに含めることができる¹⁷。

この手続からキー項目に「はい」と答えた人の割合が推定できる原理は次のとおりである。Aグループにはキー項目+非キー項目3つの計4項目が提示されているため、各回答者の回答は0~4の間の値を取るることとなる。他方で、Bグループには非キー項目3つのみが提示されているため、各回答者の回答は0~3の間の値を取る。各グループで個々人が回答した「はい」に該当する項目数について平均値を計算すると、例えば、Aグループは2.5個、Bグループは2.2個といったような回答が得られる。Aグループでは非キー項目に加えてキー項目がリストに含まれているため、「はい」となる項目数の平均値はBグループの平均値よりも大きくなることを見込まれる。回答者はランダムに各グループに割り振られているため、非キー項目が「はい」となる数の平均値は両グループ間で同水準になることが期待で

¹⁷ 全項目に該当するということが生じないように、「いいえ」という回答になりそうな非キー項目を用意しておく必要がある。

きる。つまり、A グループにも非キー項目 3 つのみのリストが提示されたとしたら、その回答値の平均値は B グループ同様に 2.2 個になるということである。すると、グループ間の平均値の差は A グループにのみ示されているキー項目について「はい」であるとカウントした人の割合に相当すると考えられる（下図参照）。

アイテムカウント法の計算原理では、両グループで非キー項目の該当数の平均値は同値になると考えた部分が鍵となっている。2 つの集団が全く同じ特徴を有しているクローンであれば、そのような考えることは妥当である。アイテムカウント法では、回答者をランダムに 2 つのグループに割り振ることで 2 つのクローン集団を作成することを試みている。しかし 2 つの集団がクローンになるためには、回答者が大規模である必要がある。したがって回答者が少数しか用意できない場合（サンプルサイズが小さい場合）は、この方法を適用することはできない。



対処法②（調査員（インタビューアー）と調査対象者の関係性）

上述のとおり、これまで紹介した間接質問法は大規模調査が一般的ではない事後評価においては適用可能性が低い。そこで、こうした質問法のデザインではなく、通常のインタビュー調査を上手く行うことで社会的迎合バイアスを軽減する工夫を紹介する。

● 工夫 1

インタビュー調査の場合、調査員が与える影響が大きくなるため、できる限り、自記式アンケート調査とする。

● 工夫 2

インタビュー調査とする場合、どのような調査員の場合に、社会的迎合バイアスや調査員が回答内容に与える影響を軽減できるかについては、様々な研究結果があり、明確な結論が出

ていない。ただし、以下の研究事例からは、センシティブな質問ほど調査員が回答内容に与える影響が大きいことが示唆されており、かつ、JICA 事後評価では、ある程度調査対象者と面識のあるローカル人材が調査員とならざるを得ないことが多いことから、①質問の提示方法に関する慎重な調査員トレーニング（トレーニング内容の例は次節参照のこと）を事前に行うこと、②少数の調査員が多数のインタビューを行うよりも、多数の調査員が少数のインタビューを行うこと、③調査員の属性（性別・人種・学歴・調査経験等）による回答への影響を勘案して結果分析を行うこと、などの方法によって対応する必要がある。

研究結果事例①：

Footman, K. (2021). Interviewer effects on abortion reporting: a multilevel analysis of household survey responses in Cote d'Ivoire, Nigeria and Rajasthan, India. *BMJ Open* 2021;11:e047570.

- ・ コートジボワール、ナイジェリア、インドにおける中絶に関する本研究では、人種や年齢等、観測可能な調査員の特徴は、中絶報告率に有意な影響を及ぼしていなかった。このことから、調査員のスキルや行動が、中絶報告率に与える影響がより大きい可能性を示唆していると結論づけられている。
- ・ コートジボワールとナイジェリアでは、スティグマを与えないような方法で中絶について質問するように設計された質問票を用いても、調査員による影響（Interviewer effects）を軽減することにつながらなかった。
- ・ 調査員と少しでも知り合いであることは、よく知り合いであることに比べて、中絶の報告を減少させる影響を与えたが、親しい知人に報告する場合と全く知らない人に報告する場合には、有意な差はなかった。ローカル人材を調査員として起用することで、現地文化への理解、ラポール、信頼、親近感が促進されて、正直に答えるモチベーションが高まる可能性がある一方、ローカル人材を起用した際、その人が調査対象者各々との程度知り合いかを調整することは難しく、また、研究によって外部と内部の調査員どちらがバイアスを軽減できるかは様々な結果があり、ローカル人材を調査員とする利点は、文脈によって異なると結論付けている。

研究結果事例②：

Harling, G. et al. (2019). "The influence of interviewers on survey responses among female sex workers in Zambia". *BMC Medical Research Methodology*.

- ・ ザンビアの女性セックスワーカーを対象とした調査結果から、調査員が回答結果に与える影響は、特に心理的な幸福感や暴力の経験等のセンシティブな質問の場合に大きい、と結論付けている。
- ・ 調査員の違いによる潜在的な影響は質問の提示方法に関する慎重なトレーニングと、調査実施中に調査員の属性（性別・人種・学歴・調査経験等）による回答パターンを

モニタリングし、その知見を調査員にフィードバックすることで、最小限に抑えることができる。

- ・ 調査員と回答者の年齢や性別を一致させることや、暴力や苦難に関する回答を聞いたときの調査員自身の苦痛に対処するためのサポートを提供することなども、調査員による回答結果への影響を軽減する有効な手段と考えられる。
- ・ 調査員が回答結果に与える影響が大きいと予想される場合、少数の調査員が多数のインタビューを行うよりも、多数の調査員が少数のインタビューを行う方が好ましい。これにより、調査員の負担が軽減されるとともに、調査員の影響が大きくなるのを防ぐことができる。

研究結果事例③：

Sana, M., Stecklov, G., and Weinreb, A. (2018). Strangers in the Field: A Methodological Experiment on Interviewer–Respondent Familiarity. *Bulletin of Sociological Methodology*, 2018, Vol. 137–138 94–119.

- ・ ドミニカ共和国で実施された行動や態度に関するさまざまな質問に対して、ローカル人材の調査員と外部人材の調査員による回答結果を分析した結果、回答者はローカル人材の調査員からの質問に答えるための方が、わずかではあるがより労力をかけることがわかった（例えば何らかの記録を確認して回答する必要がある場合の回答率がローカル人材の方が高い等）。
- ・ 回答者はローカル人材の調査員に対してより正直に回答すると結論付けられている。

【調査員トレーニング】

通常の調査員トレーニングにおいては、調査目的、回答内容の機密保持の理解とそれらの回答者への説明方法、質問票内容の理解（調査票を自分で回答してみる、各設問意図の確認等の方法をとる）、質問の文言を言い換え等せず書かれているとおりに読む、回答者の代わりに答えない、自由回答の際、回答内容を解釈せずに回答どおりに記録する、回答内容の確認をするために更問の質問をする際、誘導的な情報を与えない、などの実施上の注意事項について、座学、ロールプレイを通じて研修を行う。

その上で、特に社会的迎合バイアスや調査員が回答内容に与える影響、回答者の負担が大きいと考えられるセンシティブな調査内容について、次のような事項に関する追加的なトレーニングが有益と考えられる¹⁸。

- ・ 回答内容が調査目的以外で用いられたり、第三者に明かされることは決してないこと

¹⁸ Henrica A. F. M. Jansen, Charlotte Watts, Mary Ellsberg, Lori Heise, Claudia García-Moreno. (2004). “Interviewer Training in the WHO Multi-Country Study on Women’s Health and Domestic Violence”. <https://doi.org/10.1177/1077801204265554> を参照の上、記載した。

の説明方法。

- ・ センシティブな質問項目についての理解。例えば、ジェンダーに基づく暴力に関する質問が含まれる場合、ジェンダーに基づく暴力の理解、その原因、被害者の健康と幸福に与える影響を理解する。
- ・ センシティブな質問項目に関連して調査員自身が持っている偏見、恐れ、固定観念への気づきと克服。例えば、暴力を経験している女性に対して抱いている偏見や恐れ、固定観念を直視し、克服するための正しい情報を提供する。
- ・ インタビュー中に回答者に与える苦痛を最小限に抑えるためのスキル。例えば、偏見のない方法で表現されている質問項目の説明と用いるべきでない用語の説明。ロールプレイにおける具体的な質問方法、共感的であり、批判的にならない相槌のうち方等の態度、回答者が悩んでいる場合の対応方法。回答者が苦痛を感じた場合には、休憩時間を取ったり、日程を変更したり中止したりする機会を与えること等。
- ・ 調査員として共感的な態度は保つものの、その課題に関する専門家やカウンセラーではなく、その資格がないことの説明方法。
- ・ 回答者が得られる地域のサービスや支援の情報の提供方法。例えば、暴力を受けたことを明かしているかどうかにかかわらず、全ての回答者に地域のサービスや支援に関する情報を提供すること。
- ・ 調査員としての役割を負担に感じた場合には、いつでも辞めることができること。

事後評価においては、調査実施者は①事後評価者自身と通訳者、②事業関係者のローカルコンサルタント、③現地の調査会社の調査員、の 3 パターンが主に想定される。①の場合には、上記の研修事項を自身がよく理解するとともに、通訳者にも事前に伝えておく、②の場合には、通常の調査方法に関する研修に加えて、センシティブな調査項目に関する追加的研修（事業関係者の場合、質問項目そのものについての理解やそれを取り巻く偏見等についての理解は、通常の調査員より深いという利点がある）、③の場合には、センシティブな調査項目に関する研修が必要であろう。

2.3 場合別の調査実施方法 Tips や留意点

最後に、調査対象者固有の事情から生じる課題に対する調査実施方法 Tips や留意点を紹介する。これらはすでに JICA 内外でガイドラインなどが整備されている事項も多いため、概要と参照すべき基本文献を記載するに留める。

● 女性が事業成果から取り残される可能性がある際の調査方法 Tips

- ・ 住民を対象にした調査やステークホルダーミーティング／パブリックコンサルテーションの実施にあたっては、男女双方の意見が聴けるよう、調査やヒアリングの実施方法の留意点が、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き」に示されているため、参照して実施する。

(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>)

- ・ 保守的な地域では、女性にヒアリングやアンケートを実施すること自体が女性にとってリスクとなることがないか、リスク軽減策を取った上でならば調査可能であるか、の検討が必要である。
- **自記式のアンケート調査が不可能である場合（非識字者、子ども、障害者、高齢者等）や言語マイノリティ対象の調査方法Tips**
 - ・ 自記式のアンケート調査はインタビュー調査に比べて、短期・低コストで比較的規模の大きい対象者からデータを収集できるメリットがある一方、対象者の一部もしくは全員が非識字である、低年齢である、高齢である、文字を書く・あるいは言語理解に困難がある、等の理由で、自記式アンケート調査が実施不可能の場合がある。その場合、基本的にはインタビュー調査で代替することが考えられる。例えば、書き言葉と話し言葉が大きく異なる言語（アラビア語等）の場合、簡単な内容（例：あなたの性別に○をつけてください）でも、小学生の自記回答が難しい場合がある。
 - ・ インタビューでは現地語で調査員が質問し、回答を得て記入する。ただし、自記式を想定したアンケート項目をそのままインタビューで聞き取り調査することは困難な場合がある。例えば、慣れていないとリッカートスケールで回答する方法が理解されなかったり、尺度のように似たような質問が複数続くと回答が困難である場合があり、読み上げたとしても、自尊感情尺度のような設問項目をそのまま用いることは、対象者によっては現実的ではない。また、尺度が現地語で開発されていなかったり、マイノリティ言語に適切に翻訳することが極めて難しい、といった場合もある。このため、選択肢をより単純化（例：Yes, No, Don't knowの3択に絞る）したり、質問意図が分かりやすく代表的な項目に絞って質問する、等の方法を採らざるを得ないこともある。用語や単語を何度も繰り返す、質問票を見せる、などの対応も必要に応じて行う。
 - ・ 調査コストや時間的・人的制約等で対一のインタビューを実施することができない場合、グループ（例：学校の1学級毎）に対し、質問票を各自に配布し、一斉に調査員が質問と選択肢を読み上げ、該当する回答箇所に対象者が自分で○を付ける、といった方法もある。これは、調査内容がセンシティブではなく、かつ、回答内容が周囲の回答内容から影響を受けにくいものである場合には可能な方法である。

具体的調査例の紹介

事後評価の調査例ではないが、JICA教育技プロ内で、小学校低学年の子ども約700人を対象に非認知能力に関するベースライン・エンドライン調査を行った事例がある。アラビア語による自記式アンケート調査を計画していたが、プレテストの結果、アンケートは正則

語（文語）であるため、内容を如何に簡素化しても、低学年の自記回答は難しいことが明らかになった。他方で、子どもの授業時間をできる限り損なわず、通常の登校時間内で調査を行うためには、一対一のインタビュー調査も現実的ではなかった。このため、学級毎に質問票を各自1枚ずつ配布の上、調査員が口語で学級全体に質問と選択肢を読み上げ、該当する回答箇所各自が自分で○を付ける、回答方法の例を全体で練習してから設問に入る、という調査方法をとった。

さらに、調査内容に関して、非認知能力に関する尺度としては、自尊感情尺度¹⁹やGrit Scale等、確立された尺度が存在しているが、これら設問群をそのまま子どもたちに用いるには、設問数が膨大になりすぎ集中力の継続が難しい、読み上げ式では時間がかかり過ぎる、リッカートスケールの5段階の微妙な差を理解するのが難しく選択できない、同じような内容で少しずつ異なる設問が続くと、それぞれの設問の違いが理解できない、といった課題が存在した。このため、質問意図が分かりやすく代表的な項目に絞る、選択肢を単純化する方法をとった。

事後評価では、一般的により小規模の調査対象者となるが、時間的にはより限られることが多く、自記式アンケート調査が難しいがある程度の規模の対象者を調査したい場合、上記と同様の方法をとることも一案である。

● 障害者が対象の場合の調査方法Tips

- ・ 障害に関する調査や障害者を対象にした調査手法については、The Washington Group on Disability Statistics (<https://www.washingtongroup-disability.com/>) がガイドラインを出している。特に、“The Washington Group on Disability Statistics: Interviewer Guidelines” (2020). (https://www.washingtongroup-disability.com/fileadmin/uploads/wg/Documents/WG_Implementation_Document__8_-_Interviewer_Guidelines__2_.pdf) の「3.3 Tips on Interviewing People with Certain Kinds of Disabilities」の節では、障害種別毎に調査時のTipsが説明されている。
- ・ 以下に上述の文献を参照に、調査チームが加筆した障害種別の調査員に対するTips例を掲載する。

聴覚障害のある人が調査対象の場合

- 話し始める前に、視覚的な合図で相手の注意を引く。
- 一度に話すのは一人だけとし、一定のリズムで、ゆっくりはっきりと話す。大声を出しても効果はなく、かえって理解しにくくなる場合がある。
- 対象者が読唇術を行っている場合は、インタビューの場合、常に相手の方を向き、口

¹⁹ 尺度の例は別添 7-12 を参照。

を覆ったり、手であごを支えたりしない（ただし、コロナ禍ではマスク着用のため難しい）。

- 質問票や画面確認する際には、一旦話すのをやめる。
- 対象者に直接話しかけることが困難な場合は、筆記用具を使用する、アンケートの質問を見せもらう、可能であれば自記式アンケートとする、等の方法をとる。
- 手話通訳がいる場合でも、対象者に対して話す。

視覚障害のある人が調査対象の場合

- 視覚障害のある人に近づくときには、自分の名前をはっきりと言い、相手の腕に軽く触れて、自分が話しかけていることを示す。
- 付き添いの方が居る場合でも、必ず対象者本人に話しかける。

身体障害のある人が調査対象の場合

- 車椅子使用者と話をするときは、目線を同じ高さにする。
- 本人に断りなく車椅子を押さない。
- 付き添いの方が居る場合でも、必ず対象者本人に話しかける。

認知障害、学習障害、知的障害のある人が調査対象の場合

- 必要に応じて、用語や単語を分かりやすく、繰り返し説明する。
- 必要に応じて、質問票を見せる。視覚的なサポートは理解を促すのに有効であるため、絵カードやイラストを補助に用いる。

精神的な障害のある人が調査対象の場合

- 集中して作業できる時間が限られている場合があるため、調査時間を短くする工夫が必要である。必要に応じて、後日、再訪するように手配する。
- 質問を理解することが困難だったり、質問に答えようとしたり、理解してもらおうとしてフラストレーションを感じたりすることがあるので、忍耐強く対応する。

公平な社会参画を阻まれた状態にある人々に固有の指標例

受益者のうち、公平な社会参画を阻まれた状態にある人々に固有の成果としては、エンパワメント（自己の権利への気づきを含む）、スティグマの軽減、自尊感情の向上、が主なものであると考えられる。本別添は指標例であり、既存調査で多く用いられてきたものや、個別の文脈において、ある程度学術的に確立しているものを中心に掲載しているが、公平な社会参画を阻まれた状態にある人々に固有の指標が必要となる文脈における指標の一例を示したに過ぎない。なお、個別の文脈のために開発された指標や尺度を別の文脈で用いることを検討する場合には、その文脈での先行研究を確認し、事後評価で用いる適切性の判断を評価者が行う必要がある。

自尊感情の向上はスティグマの軽減やエンパワメントの構成要素として扱われることも多い。またエンパワメント、スティグマともに、複数のレベル（個人レベル、コミュニティや社会レベル、構造レベル）で起こるプロセスとして捉えられており、スティグマの軽減はエンパワメントとも関連していること¹から、ここで提示する指標例は一部重複する箇所がある。実際の事業評価における指標設定にあたっては、各事業の文脈に応じて適切と思われる指標を選ぶことが推奨される。

1. エンパワメントに関する指標例

国際協力の文脈では、主に女性のエンパワメントに関する指標例が多いが、精神保健分野では、患者本人や家族のエンパワメントに関する尺度等、複数種類が開発されている。以下、(1)は主に女性のエンパワメントが念頭に置かれているが、各文脈に応じた設問を考案することが可能となる指標例、(2)-(4)は対象者やセクターが定まっている指標や尺度の例である。

(1) 一般的指標例

エンパワメントは経済的側面、社会的側面、あるいは家庭内でのパワーバランス等、多側面にわたる概念であるため、事業の文脈に合わせて、事業内で変化をもたらすことを目指している側面に関する指標を選定する。下表は一般的な指標例であり、地域の文化に即した設問を考案する必要がある。

表1 エンパワメントを測る一般的指標例

カテゴリ	指標	設問例
経済的側面	金融サービスへのアクセスがある（女性・少数民族・難民・低カーストの人々等）の割合	お金を借りたり、ローンを組んだりしたことはありますか。
		銀行に自分名義の預金口座を持っていますか。（Yes, No, 開設を拒否された、分からないの4択）

¹ Carmen H. Logie, Valerie Earnshaw, Laura Nyblade, Janet Turan, Anne Stangl, Tonia Poteat, LaRon Nelson & Stefan Baral (2021): A scoping review of the integration of empowerment-based perspectives in quantitative intersectional stigma research, Global Public Health, DOI: 10.1080/17441692.2021.1934061

	危険性・脆弱性の少ない金融サービスへのアクセスがある（女性・少数民族・難民等）の割合	<p>今まで誰・どこからお金を借りたことがありますか。（複数選択制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府系銀行 ・ 民間銀行 ・ ローカルマイクロファイナンス機関 ・ NGO ・ 貸金業者 ・ ミドルマン/トレーダー ・ 親 ・ 親戚 ・ 隣人 ・ 友人 ・ 地方自治体（社会福祉課等） ・ 貯蓄グループ ・ 協同組合 ・ その他
	収入や支出の決定権を有している（女性・若者等）の割合	<p>夫とは別の貯蓄・金融資産を持っていますか。（Yesの場合、続いてどこにどのように貯蓄しているか、又はどのような資産かを選択肢で確認する。固有の文脈に応じてタンス預金や地元貯蓄グループ等を選択肢に含む）</p> <p>家庭で融資を受けるかどうかを決める際、最も意見が尊重されるのは誰ですか。</p> <p>家庭で自転車や牛などの高額商品を購入する際に、あなたの意見は尊重されますか。</p> <p>以下の事柄に支出する際、夫や他の家族メンバーの許可を得る必要がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品 ・ 自分のための衣料品 ・ 自分のための医療費・薬代 ・ 自分のための消耗品（石鹸、シャンプー、歯磨き粉、生理用品等） ・ 子どものための衣料品 ・ 子どものための学費・学用品 ・ 子どものための医療費・薬代 <p>自分の稼いだ・あるいは貯めたお金の使い道を自分で決めることができますか。</p> <p>自分が稼いだお金を持っている場合、パートナーがお酒を買いだと言ったときに、一部を渡すことを拒否できますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （女性に対して）パートナーの許可を得ずに市場で物を売買することは許されますか。 ・ （男性に対して）あなたは、妻が夫の許可を得ずに市場で物を売買する権利があることに同意しますか。
社会的側面	<p>移動の自由を有する（女性・マイノリティ・難民等）の割合</p> <p>ソーシャルネットワークを有する（女性・少数民族・難民等）の割合</p> <p>コミュニティや仲間の中で困っている人を助</p>	<p>日中、自分の村や地域を一人で歩いたり移動したりするのは安全だと思う。（Yes/No）</p> <p>公共交通機関を用いて移動することは許されており、安全に利用することができますか。</p> <p>過去12ヶ月間で、家族以外から何人があなたに助言を求めてきましたか。</p> <p>あなたのコミュニティの人々は、重要な事柄についてあなたの意見を求めますか。</p> <p>過去12ヶ月間で以前と比べて、コミュニティや仲間の中で困っている人を助けることがで</p>

	けることができるようになった・自分が相手に何かを教えられるようになったと感じている（難民・障害者・マイノリティ等）の割合	きるようになった・自分が相手に何かを教えられるようになったと感じていますか。
政治的側面	政治・自治への参加を有している（女性・少数民族・難民等）の割合	過去12ヶ月間に、村の会合に出席しましたか。[はい]の場合、会議で発言しましたか。 過去12ヶ月間に、コミュニティ・リーダー（コミュニティ・モビライザー、水委員会等）の選出に投票しましたか。 地域のリーダーに自分やコミュニティのニーズについて話しに行ったことはありますか。
	女性の政治参加に肯定的な人の割合	AとBどちらの文に同意しますか。 A：女性は男性と同じように政治家に選ばれるチャンスがあるべきだ。 B：男性は女性よりも優れたリーダーであり、女性よりも選出されるべきである。 1=Aに非常に強く同意する 2=Aにどちらかといえば賛成 3=Bにどちらかといえば賛成 4=Bに非常に強く同意する
心理的側面	自尊心（スケールから数値化）	以下の記述にどの程度強く同意しますか。 ・ 自分は無力だと思う。 ・ 私は努力を惜しまない。 ・ 自分には将来、良いことが起こると期待している。 ・ 自分は家族を養うことができ、家族のニーズを満たすことができると感じている。 ・ 自分には自信がない。 ・ 自分の人生には重要性があると感じている。 (Strongly disagreeからStrongly agreeの5択)
	ストレスや心配事を感じる頻度	以下のことをどの程度の頻度で感じますか。 ・ 将来、仕事に就けないのではないかと心配しますか。 ・ 適当な夫・妻を見つけられないかもしれないと感じますか。 ・ 家族が物を買うのに十分なお金を持っていないかもしれないと感じますか。 ・ 基本的な生活に必要なお金が足りないと感じることはありますか。 (NeverからEvery dayの6択)
教育的側面	女性・女児の教育を尊重しない考えを持つ人の割合	教育を受けさせることについて、家族は娘よりも息子を優遇していますか。 妻は夫よりも低学歴であるべきだ。 (Strongly disagreeからStrongly agreeの5択)
家族やパートナーとの関係性	家庭内での意思決定権を持っている女性の割合	あなたの夫はどれくらいあなたの話を聞き、あなたの意見を尊重していますか。(All the timeからNeverの6択) 夫と意見が合わない場合、彼はあなたに怒りますか。 ・ (女性に対して)あなたは、パートナーの発言に同意できないとき、どのくらいの頻度で

		自分の意見を述べますか。(OftenからNeverまでの4択) ・(男性に対して)あなたは、妻が夫の言っていることに同意しないときに、自分の意見を述べる権利があることに同意しますか。(Yes/No/Don't know)
		子どもを何人持つべきか、あなたの家庭では誰が決定権を持っていますか。
		家族計画の方法について、あなたの家庭では誰が決定権を持っていますか。
		夫婦間で合意した家族計画の方法を実行できていますか。
		夫婦間でいつ頃、何人の子どもが欲しいか話し合っていますか。
		もし、まだ結婚したいと思っていないのに、親が結婚相手を決めようとしたら、親と交渉しますか。
		自分の将来(学業を続けたいか、どのような職に就きたいか、何歳ぐらいで結婚を考えているか等)について親と相談・交渉できますか。
	ジェンダーに基づく暴力は容認されないとみなす人の割合	家族のために女性は家庭内暴力を我慢する必要がある。(Strongly agreeからStrongly disagreeの5択)
自身の権利・利用可能な制度への気づき	利用可能なサービス(教育・医療・金融・社会保障等)にアクセスするための権利・制度に関する知識を有する(女性・少数民族・難民・障害者等)の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたは、女性が利用できる避妊方法を手に入るための支援が受けられる保健施設または医療従事者を知っていますか。 ・あなたの国では、少数民族(先住民・障害者等文脈に依る)も、他の人たちと同じように教育(医療・金融・社会保障サービス)を受ける権利があることを知っていますか。 ・この国では、障害者は〇〇や〇〇といった制度を利用する権利があることを知っていますか。

出典：J-PAL. A Practical Guide to Measuring Women's and Girls' Empowerment in Impact Evaluations. Appendix 1: examples of survey questions related to women's empowerment.

(2) The Women's Empowerment in Agriculture Index (WEAI)

WEAI は USAID、国際食料政策研究所 (IFPRI)、オックスフォード大学が共同で開発し 2012 年に発表された、農業における女性のエンパワメントを測るツールである。(1) 農業生産に関する意思決定、(2) 生産資源へのアクセスと意思決定権、(3) 支出の決定権、(4) 地域社会でのリーダーシップ、(5) 時間の使い方の 5 つの領域の 10 指標から計算される Five Domains of Empowerment (5DE) の値と、家庭内での女性と男性の不平等の度合いを示す Gender Parity Index (GPI) の値の加重平均値が WEAI として計算される。従来の世帯主(多くの場合、男性)だけにインタビューする方法ではなく、各世帯の「主な男性」と「主な女性」の両方を調査対象とする方法を採用。5DE の指標を下表に示す。具体的な質問項目を含むモジュールや計算方法は WEAI Resource Center (<https://weai.ifpri.info/>) に詳しい。

表2 Women's Empowerment in Agriculture Index (WEAI)における5領域
エンパワメント指標

領域	指標	指標の定義
農業生産に関する意思決定	1.1 農業生産に関する意思決定へのインプット	食糧・現金作物の栽培、家畜・漁業に関する単独または共同の意思決定
	1.2 生産における自律性	回答者の意思決定の動機が、他人を喜ばせたい、あるいは害を避けたいという欲求ではなく、自分自身の価値観を反映している度合い
生産資源へのアクセスと意思決定権	2.1 資産の所有	主要な家計資産の単独または共同の所有権
	2.2 資産の購入、売却、譲渡	資産の購入、売却、または譲渡の決定への参加
	2.3 金融サービスへのアクセスと決定権	金融サービスへのアクセスとそれに関する意思決定への参加
支出の決定権	3.1 支出の決定権	収入の支出に関する単独または共同の決定権
地域社会でのリーダーシップ	4.1 グループへの参加	回答者が少なくとも1つの経済的または社会的グループの活発なメンバーであるか
	4.2 公の場での発言	自分や自分のコミュニティに関連する問題について人前で話すことへの抵抗感
時間の使い方	5.1 ワークロード	生産的な仕事と家事への時間配分
	5.2 余暇	余暇活動の時間に対する満足度

出典：IFPRI. (2012). Women's Empowerment in Agriculture Index. 及びOnah MN, Horton S, Hoddinott J. (2021). What empowerment indicators are important for food consumption for women? Evidence from 5 sub-Saharan African countries. PLoS ONE 16(4): e0250014. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0250014>

(3) Rogersのエンパワメント尺度

Rogersらによって1990年代に開発されたエンパワメント尺度 (Empowerment Scale: ES) は、精神疾患患者のために作られた自記式尺度である。28項目の質問に対し、「1:まったくそのとおりだ」から「4:まったく違う」までの4段階のリッカートスケールで測られ、合計点は28から112点になる。より高い点数が高いエンパワメントと解釈される。多言語に翻訳されており、用いる場合には各言語で学術的に確立された版を用いる必要がある。

表3 Rogersのエンパワメント尺度28項目(英語版)

Factor	Scale Item
Self-esteem, Self-efficacy	I generally accomplish what I set out to do.
	I have a positive attitude about myself.
	When I make plans, I am almost certain to make them out.
	I am usually confident about decisions I make.
	I am often able to overcome barriers.
	I feel I am a person of worth, at least on an equal basis with others.
	I see myself as a capable person.
	I am able to do things as well as most other people.
	I feel I have a number of good qualities.
Power- Powerlessness	I feel powerless most of the time.
	Making waves never gets you anywhere. *
	You can't fight city hall.

	When I am unsure about something, I usually go along with the group.
	Experts are in the best position to decide what people should do or learn.
	Most of the misfortunes in my life were due to bad luck.
	Usually, I feel alone.
	People have no right to get angry just because they don't like something. *
Community activism and autonomy	People have a right to make their own decisions, even if they are bad ones.
	People should try to live their lives the way they want to.
	People working together can have an effect on their community.
	People have more power if they join together as a group.
	Working with others in my community can help to change things for the better.
	Very often a problem can be solved by taking action. *
Optimism and control over the future	People are limited only by what they think possible.
	I can pretty much determine what will happen in my life.
	I am generally optimistic about the future.
	Very often a problem can be solved by taking action. *
Righteous anger	Getting angry about something is often the first step towards changing it.
	People have no right to get angry just because they don't like something. *
	Getting angry about something never helps.
	Making waves never gets you anywhere. *

出典：Rogers, E. S., Chamberlin, J., Ellison, M. L., et al. (1997). A consumer-constructed scale to measure empowerment among users of mental health services. *Psychiatric Services*, 48(8), 1042-1047.

注：*のついている項目は1つ以上の因子の算出に用いられる。

(4) WHOによる障害者のエンパワメント指標

コミュニティベース・リハビリテーション (CBR) は、資源の乏しい環境でリハビリテーションサービスへのアクセスを向上させるための戦略として WHO で実践されてきたが、現在では、障害者の機会均等と社会的包摂を実現するためのアプローチとして広く用いられている。CBR の活動範囲は健康、教育、生計、社会、エンパワメントの5つであり、それぞれの成果を測るために WHO と International Disability and Development Consortium (IDDC) が共同で指標を開発している。その中のエンパワメントの成果を測るための指標を下表にまとめる。

表4 WHOによるCommunity-based Rehabilitation Indicators内のエンパワメントに関する指標一覧

指標	設問	設問意図
人生における大きな決断を自分でできる障害者の割合	あなたは、誰と一緒に住むか、どこに住むか、どうやって過ごすか、などの人生の大きな決断をすることができますか。	どこに住むか、誰と住むか、どのように生活するか、お金をどう使うかなどの大きな決断を自分でどの程度することができるかを回答する。1. Not at allから5. Completelyの5段階スケール。
国の政策が障害者に健常者と同等の権利を保障していると考える障害者の割合	国の政策は、障害者に他の人と同等の権利を与えていますか。	権利には言論の自由、結社の自由、宗教の自由、捜索や押収からの保護、弁護士などの法的助言を受ける権利、裁判を受ける権利、差別に対する保護等を含む。1. Not

		at allから 5. Completelyの5段階スケール。
自分の意見を他人に伝え、説得する力に満足している障害者の割合	自分の意見や関心事について人々を説得する力に満足していますか。	説得する力とは、自分の意見を持っていることと自分の意見を伝えることができることの両方を含む。1. Not at allから 5. Completelyの5段階スケール。
自分のニーズに応じて、地域の施策に影響を与えることができると思う障害者の割合	自分の地域の運営方法に影響を与えることができますか。	アクセシビリティや安全性を高めるための環境の整備や、障害者の必要に応じた施策の適応などを指す。1. Not at allから 5. Completelyの5段階スケール。
選挙権を行使している障害者の割合	前回の選挙で投票しましたか。	前回の選挙で投票したかどうか。Yes/No
自助グループに参加している障害者の割合	あなたは何らかの自助グループに参加していますか。	自助グループとは、非公式で自発的な共通の問題や関心事に取り組むために集まったグループを指す。例えば母親グループ、糖尿病グループ等。1=はい、2=いいえ、参加したいとは思っている、3=いいえ、参加したいとは思わない、の3択。
障害者団体が適切に自分の関心事や優先事項を代弁していると思う障害者の割合	障害者団体の活動は、どの程度適切にあなたの関心事や優先事項を代弁していますか。	1. Not at allから 5. Completelyの5段階スケール。

出典：WHO (2015). Capturing the difference we make. Community-based rehabilitation indicators manual.

2. スティグマに関する指標例

スティグマの要因としては、人種、民族、宗教、学歴、職業、障害、病気、犯罪等、様々あるが、それを測る指標として確立されているものは、精神疾患患者、HIV 陽性者（セックスワーカー、性的マイノリティ、薬物依存症を抱える人含む）に対するスティグマを測るためのものが多い。

(1) スティグマを測る一般的指標例

スティグマは self-stigma、social stigma、structural stigma に分けて考えることができる²。Self-stigma とは、スティグマの対象が低い自尊心や羞恥心など否定的な感情を精神に宿している状態を表す。Social stigma とは、人々がスティグマの対象に対して否定的、差別的な態度や行動、判断をしている状態を表す。Self-stigma を誘発するような行為全般も social stigma とみなす。Structural stigma とは、医療サービスや社会サービスの場や職場で起きるスティグマである。医療施設による受診拒否等、サービスの在り方がスティグマを増進させるような状態にある場合や社則がスティグマの対象が働きにくくなるような環境を生んでいる場合に structural stigma は発生する。

² <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/opioids/stigma.html>。あるいは「公的なスティグマ」と「内面化したスティグマ」という分け方も存在する。

(https://www.jstage.jst.go.jp/article/japmhn/30/1/30_30.20-034/_html/-char/ja)

表 5 スティグマを測る一般的指標例

領域	指標	質問例
Self-stigma	スティグマの対象の自己肯定感	自分がスティグマの対象であることは特に悪いことではないと思う。(Yes/No)
		私はスティグマの対象であるが他の人と変わらず良いところがあると思う。(Yes/No)
		スティグマの対象が関わる問題を新聞やニュースで知ると自分のことについても否定的に思ってしまう。(Yes/No)
		私は自分がスティグマの対象であることを恥じている。(Yes/No)
	自分がスティグマの対象であることを他者に明かすことができるスティグマの対象数・割合	近所の人に私がスティグマの対象であると知られても気にしない。(Yes/No)
		求職中に自分がスティグマの対象であると申告できる。(Yes/No)
		私は自分がスティグマの対象であることを家族に明かしている。(Yes/No)
		私は自分がスティグマの対象であることを他者に言えない。(Yes/No)
	スティグマにより不公平を感じているスティグマの対象数・割合	友人にスティグマの対象のことを隠しておきたいと思う。(Yes/No)
		スティグマの対象でなかったら人生でもっと機会があったと思う。(Yes/No)
スティグマにより孤独を感じているスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで私は不公平な人生を送っていると思う。(Yes/No)	
	スティグマの対象であるせいでよく孤独を感じている。(Yes/No)	
Social stigma	スティグマの対象について危険だと考える人数・割合	スティグマの対象となっている人々の中には危険な人がいる。(Yes/No)
	周囲の態度に不満を抱いているスティグマの対象数・割合	周囲の人の私に対する態度には遺憾である。(Yes/No)
	スティグマにより惨めな思いをしているスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで他者に惨めな思いをさせられている。(Yes/No)
		スティグマの対象であるせいで人に侮辱されたことがある。(Yes/No)
		自分に対する周囲の人の振る舞い方にショックを受けることがある。(Yes/No)
		私はスティグマの対象であるから周囲に見下されているのだと思う。(Yes/No)
	スティグマにより自信を失っているスティグマの対象数・割合	周囲の人の私に対する態度によって自分の殻に閉じ込められてしまっている。(Yes/No)
		周囲の人が私をスティグマの対象であると知った時どのように反応するか恐れている。(Yes/No)
スティグマにより周囲に避けられていると感じているスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで人に避けられていると思う。(Yes/No)	
メディアは公平だと感じているスティグマの対象	新聞紙やテレビ局はスティグマの対象について公平な視点で報道を行っていると思う。	

	数・割合	(Yes/No)
	スティグマにより暴行を受けたことのあるスティグマの対象数・割合	スティグマのせいで暴行を受けたり脅されたことがある。(Yes/No)
Structural stigma	不動産契約時に差別を受けたスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで不動産業者から差別を受けたことがある。(Yes/No)
	教育の場で差別を受けたスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで教育の場で差別を受けたことがある。(Yes/No)
	警察官から差別を受けたスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで警察官から差別を受けたことがある。(Yes/No)
	雇用者から差別を受けたスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで雇用者から差別を受けたことがある。(Yes/No)
	スティグマにより移住を公的機関や不動産仲介者に拒否されたことのあるスティグマの対象数・割合	スティグマの対象であるせいで移住を公的機関や不動産仲介者に断られたことがあるか。(Yes/No)
	被害者として法的に公平に扱われなかったスティグマの対象(特にHIVに感染しているセックスワーカー等)数・割合	暴行、レイプ、窃盗などの被害に遭った際に、法的措置を公平に受けられなかったことがある。(Yes/No)

出典：M. King, et al, (2007). The Stigma Scale: development of a standardized measure of the stigma of mental illness.

(2) Internalized Stigma of Mental Illness (ISMI)

ISMI(the Internalized Stigma of Mental Illness)は、精神疾患患者の主観的なスティグマ体験 (self-stigma) を測定するために 2003 年に Ritsher らによって発表された自記式尺度である。疎外感、ステレオタイプの支持、差別の経験、社会的引きこもり、スティグマへの抵抗の 5 つのサブスケール、29 項目の質問に対し、「1:まったく違う」から「4:まったくそのとおりだ」までの 4 段階のリッカートスケールで回答する。回答者の合計点を回答項目数で除し、その数値がより高いほど強い self-stigma があると解釈される³。

表6 ISMI尺度 29項目(英語版)

Sub-scale	Scale Item
疎外感(Alienation)	I feel out of place in the world because I have a mental illness.
	Having a mental illness has spoiled my life.
	People without mental illness could not possibly understand me.
	I am embarrassed or ashamed that I have a mental illness.
	I am disappointed in myself for having a mental illness.
	I feel inferior to others who don't have a mental illness.
ステレオタイプの支持 (Stereotype Endorsement)	Stereotypes about the mentally ill apply to me.
	People can tell that I have a mental illness by the way I look.

³ <http://hub.salford.ac.uk/psytech/internalized-stigma-of-mental-illness-inventory-ismi/>

	Mentally ill people tend to be violent.
	Because I have a mental illness, I need others to make most decisions for me.
	People with mental illness cannot live a good, rewarding life.
	Mentally ill people shouldn't get married.
	I can't contribute anything to society because I have a mental illness.
差別の経験 (Discrimination Experience)	People discriminate against me because I have a mental illness.
	Others think that I can't achieve much in life because I have a mental illness.
	People ignore me or take me less seriously just because I have a mental illness.
	People often patronize me, or treat me like a child, just because I have a mental illness.
	Nobody would be interested in getting close to me because I have a mental illness.
社会的引きこもり (Social Withdrawal)	I don't talk about myself much because I don't want to burden others with my mental illness.
	I don't socialize as much as I used to because my mental illness might make me look or behave "weird."
	Negative stereotypes about mental illness keep me isolated from the "normal" world.
	I stay away from social situations in order to protect my family or friends from embarrassment.
	Being around people who don't have a mental illness makes me feel out of place or inadequate.
	I avoid getting close to people who don't have a mental illness to avoid rejection.
スティグマへの抵抗 (Stigma Resistance) (このカテゴリは反転項目)	I feel comfortable being seen in public with an obviously mentally ill person.
	In general, I am able to live my life the way I want to.
	I can have a good, fulfilling life, despite my mental illness.
	People with mental illness make important contributions to society.
	Living with mental illness has made me a tough survivor.

出典：J. Ritsher, et al. (2003). Internalized stigma of mental illness: psychometric properties of a new measure.

(3) HIV関連スティグマを測る指標例

HIV関連のスティグマを測る指標や調査票例は多数あるが、以下の医療機関従事者向けの例は、異なる地域の複数国で試行され、ある程度標準化されたものとなっている。ただし、HIV感染率が高い地域と低い地域では、それぞれ適切な設問が異なるため（例えば感染率が高く医療従事者もHIV陽性者である可能性が高い地域とそうでない場合等）、全てそのまま用いずに検討が必要である。

表7 医療機関従事者のHIV関連スティグマを測る指標例

指標	質問例
医療機関の方針と職場環境におけるスティグマ軽減の取組程度	<p>以下の記述に同意する程度（Strongly agreeからStrongly disagree, do not knowの5択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者のインフォームドコンセントなしに、患者のHIV検査をすることはない。 ・ 職場では、私のHIV感染リスクを低減するために手袋などの適切な備品が用意されている。 ・ 職場では、私のHIV感染リスクを低減するために標準化された手順/プロトコルがある。 <p>職場ではHIV陽性者を差別から守るための明文化されたガイドラインがある。（Yes, No, Do not knowの3択）</p> <p>この施設の医療従事者は、職務に関係なく、HIV陽性者と一緒に働くことをどの程度ためらいますか。 （very hesitant, somewhat hesitant, a little hesitant, not hesitant, do not knowの5択）</p>
HIV陽性者へのケアやサービス提供の際にHIVに感染する懸念の程度	<p>以下の活動を行う際の懸念の程度（very worried, worried, a little worried, not worriedの4択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV陽性者の体温を測る。 ・ HIV陽性者の衣服を触る。 ・ HIV陽性者の傷口を消毒する。 ・ HIV陽性者の血液を採取する。
HIV陽性者に対する差別的な認識の程度	<p>以下の記述に同意する程度（Strongly agreeからStrongly disagree, do not knowの5択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIVは悪い行いに対する罰である。 ・ ほとんどのHIV陽性者は他人に感染させても気にしない。 ・ HIV陽性者は、自分を恥じなければならない。 ・ ほとんどのHIV陽性者は多くの性的パートナーを持っている。 ・ HIV感染は無責任な行動の結果だ。 ・ HIVに感染している人も望めば子どもを産むことができるべきだ。 ・ もし私に選択権があるなら違法薬物を注射する人には医療行為を行いたくない。 ・ もし私に選択権があるなら男性とセックスする男性には医療行為を行いたくない。 ・ もし私に選択権があるならセックスワーカーには医療行為を行いたくない。
観察されたスティグマの頻度	<p>過去12か月間にあなたの医療機関ではどのくらいの頻度で以下のことが観察されましたか。（most of the time, several times, once or twice, neverの4択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者がHIV陽性者のケアに消極的である。 ・ 医療従事者が、HIV陽性者に対して、他の患者に比べて質の低いケアを行う。 ・ 医療従事者が、HIV陽性者やその疑いのある人の悪口を言う。
過剰な感染予防対策の有無	<p>HIV陽性者に医療行為を行う際に以下のいずれかの方法を取る。（Yes/No）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的接触を避ける。 ・ 二重の手袋を着用する。 ・ 他の患者には使用しない特別な手段を使用する。
二次的なスティグマの経験の頻度	<p>過去12か月間に次のようなことがありましたか。（most of the time, several times, once or twice, neverの4択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あなたがHIV陽性者のケアをしているという理由で、人々

	<p>があなたの悪口を言った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あなたがHIV陽性者のケアをしていることで、友人や家族から敬遠された。 ・ あなたがHIV陽性者のケアをしているという理由で、同僚から避けられた。
--	--

Nyblade L et al. (2020). Results from a difference-in-differences evaluation of health facility HIV and key population stigma-reduction interventions in Ghana. *Journal of the International AIDS Society* 2020, 23:e25483.及びNyblade L et al. (2013). A brief, standardized tool for measuring HIV-related stigma among health facility staff: results of field testing in China, Dominica, Egypt, Kenya, Puerto Rico and St. Christopher & Nevis. *Journal of the International AIDS Society* 2013, 16(Suppl 2):18718.

3. 自尊感情に関する指標例

自尊感情は上記のエンパワメントやスティグマを測る際の構成要素としても含まれているが、自尊感情そのものを計測する尺度として確立しているのが、ローゼンバーグが1965年に発表した自尊感情尺度である。社会科学分野で広く使用され、多言語に翻訳されている。用いる場合には各言語で学術的に確立された版を用いる必要がある。尺度は以下の10の項目から成っており、「Strongly agree=3」、「Agree=2」、「Disagree=1」、「Strongly disagree=0」の4段階のリッカートスケールを用いる（項目2, 5, 6, 8, 9は反転項目）。尺度は0から30で数値が高いほど自尊感情が高いと解釈される。

表8 ローゼンバーグの自尊感情尺度 10項目(英語版)

1	On the whole, I am satisfied with myself.
2	At times I think I am no good at all.
3	I feel that I have a number of good qualities.
4	I am able to do things as well as most other people.
5	I feel I do not have much to be proud of.
6	I certainly feel useless at times.
7	I feel that I'm a person of worth.
8	I wish I could have more respect for myself.
9	All in all, I am inclined to think that I am a failure.
10	I take a positive attitude toward myself.

出典：Rosenberg, M. (1965). *Society and the adolescent self-image*. Princeton, NJ: Princeton University Press. online pdf : <https://www.docdroid.net/Vt9xpBg/society-and-the-adolescent-self-image-morris-rosenberg-1965.pdf>